

フロン回収破壊法 第二種特定製品の回収に関する運用の手引き (第2版)

平成14年7月12日

経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室
経済産業省製造産業局自動車課
環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

目次

第 1 部 法の概要及び事業者の登録

はじめに	----- 1頁
. フロン回収破壊法の概要	
1 . 目的	----- 1
2 . 定義	----- 3
3 . フロン類の放出の禁止	----- 4
4 . 第二種特定製品（カーエアコン）に係る制度の概要	----- 4
5 . フロン回収破壊法の施行期日及び経過措置	----- 5
. 第二種特定製品引取業者の登録	
1 . 第二種特定製品引取業者の登録	----- 6
(1)登録の申請	
2 . 申請後の手続等	----- 7
(1)都道府県等による登録の実施	
(2)登録の更新	
(3)登録の変更届出	
(4)廃業等の届出	
(5)都道府県等による登録の取消し等	
(6)都道府県等による登録の抹消	
. 第二種フロン類回収業者の登録	
1 . 第二種フロン類回収業者の登録	----- 10
(1)登録の申請	
2 . 申請後の手続等	----- 12
(1)都道府県等による登録の実施	
(2)登録の更新	
(3)登録の変更届出	
(4)廃業等の届出	
(5)都道府県等による登録の取消し等	
(6)都道府県等による登録の抹消	
3 . 主務大臣への通知	----- 14
. 特定製品の整備の際の遵守事項	----- 16

第 2 部 事業者の役割等

．自動車ユーザーの責務	
1 ．引渡し義務	----- 17
2 ．費用負担	----- 17
．第二種特定製品引取業者の役割	
1 ．引取り及び引渡し義務	----- 19
2 ．自動車フロン類管理書の写しの保存と閲覧	----- 22
．第二種フロン類回収業者の役割	
1 ．引取り義務	----- 23
2 ．フロン類の回収に関する基準	----- 24
(1)圧力の換算	
(2)フロン類の回収の基本手順と確認事項	
(3)十分な知見を有する者	
3 ．引渡し義務	----- 27
(1)引渡し義務	
(2)自動車フロン類管理書の写しの保存と閲覧	
4 ．フロン類の運搬に関する基準	----- 29
(1)フロン類の運搬に関する基準	
(2)高圧ガス保安法上の規制	
5 ．第二種フロン類回収業者の料金の請求	----- 30
6 ．第二種フロン類回収業者の記録	----- 30
7 ．都道府県等への報告	----- 31
．自動車製造業者等の役割	
1 ．引取り及び引渡し義務	----- 33
2 ．自動車フロン類管理書の保存と閲覧	----- 33
3 ．第二種フロン類回収業者に支払う料金	----- 34
4 ．自動車を運行の用に供する者に請求する料金	----- 35
5 ．特定製品の表示(第二種特定製品の表示に関する考え方)	----- 36

資料集

. 資料

1	第二種特定製品引取業者登録申請書の記載要領	----- 38
2	複数の事業所をまとめて申請する場合の申請方法 (第二種特定製品引取業者)	----- 39
3	各都道府県(政令市)の登録窓口 (第二種特定製品引取業者・第二種フロン類回収業者)	----- 40
4	フロン類が含まれているか否かの確認方法の例	----- 43
5	法第27(31)条第1項各号に該当しない者である ことを誓約した書面の例	----- 44
6	都道府県等による第二種特定製品引取業者登録通知書の例	----- 45
7	第二種フロン類回収業者登録申請書の記載要領	----- 46
8	複数の事業所をまとめて申請する場合の申請方法 (第二種フロン類回収業者)	----- 47
9	フロン類回収装置の種類及び能力一覧表	----- 48
10	第二種フロン類回収業登録審査評価事例	----- 53
11	都道府県等による第二種フロン類回収業者登録通知書の例	----- 54
12	第二種フロン類回収業者記録作成要領	----- 55
13	第二種フロン類回収業者報告書作成要領	----- 58
14	第二種特定製品からのフロン類の回収等に関する質疑応答集	----- 59

第1部 法の概要及び事業者の登録

はじめに

1994 年以前に生産された自動車のエアコンの冷媒として使用されていた C F C (R12) (特定フロン) は、大気中に排出されるとオゾン層を破壊する効果があるため、オゾン層保護法により段階的に生産を廃止しており、カーエアコンについては 1994 年中に H F C (R134a) (代替フロン) への転換が完了しています。

しかし、オゾン層保護の観点からは、過去に生産された自動車のエアコンの中に冷媒として充てんされている C F C が排出しないように、これを回収・破壊することも大切であり、また、H F C は、オゾン層を破壊する効果はありませんが、温室効果ガスであるので、地球温暖化防止の観点からは、これも回収・破壊することが求められます。

これまで、地方公共団体、(社) 日本自動車工業会等の自動車関係団体が自主的に回収制度を運用してきたところですが、平成 13 年 6 月に、特定製品が廃棄される際にフロン類を回収すること等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」が制定・公布されました。

しかしながら、同法律を円滑に施行し、フロン類の回収・破壊を徹底するためには、自動車ユーザー、関係事業者の協力が不可欠であり、国及び関係業界としてもさらなる普及啓発を行うことが重要です。

本運用の手引きは、「フロン回収破壊法」の円滑な施行に当たり、法律、政省令等の考え方を事業者や地方公共団体等の関係者向けに、第二種特定製品(カーエアコン)に関する事業者の登録関係を中心に解説したものを平成 14 年 3 月 5 日付けで第 1 版として発行しましたが、その後の決定事項等を踏まえ、これを改訂し、今回第 2 版として発行したものです。

・フロン回収破壊法の概要【図 1 参照】

1. 目的

フロン類の大気中への排出を抑制するため、「特定製品」からのフロン類の回収・破壊の促進等に関するシステム及び国、地方公共団体、事業者等の責務を定めたものです。

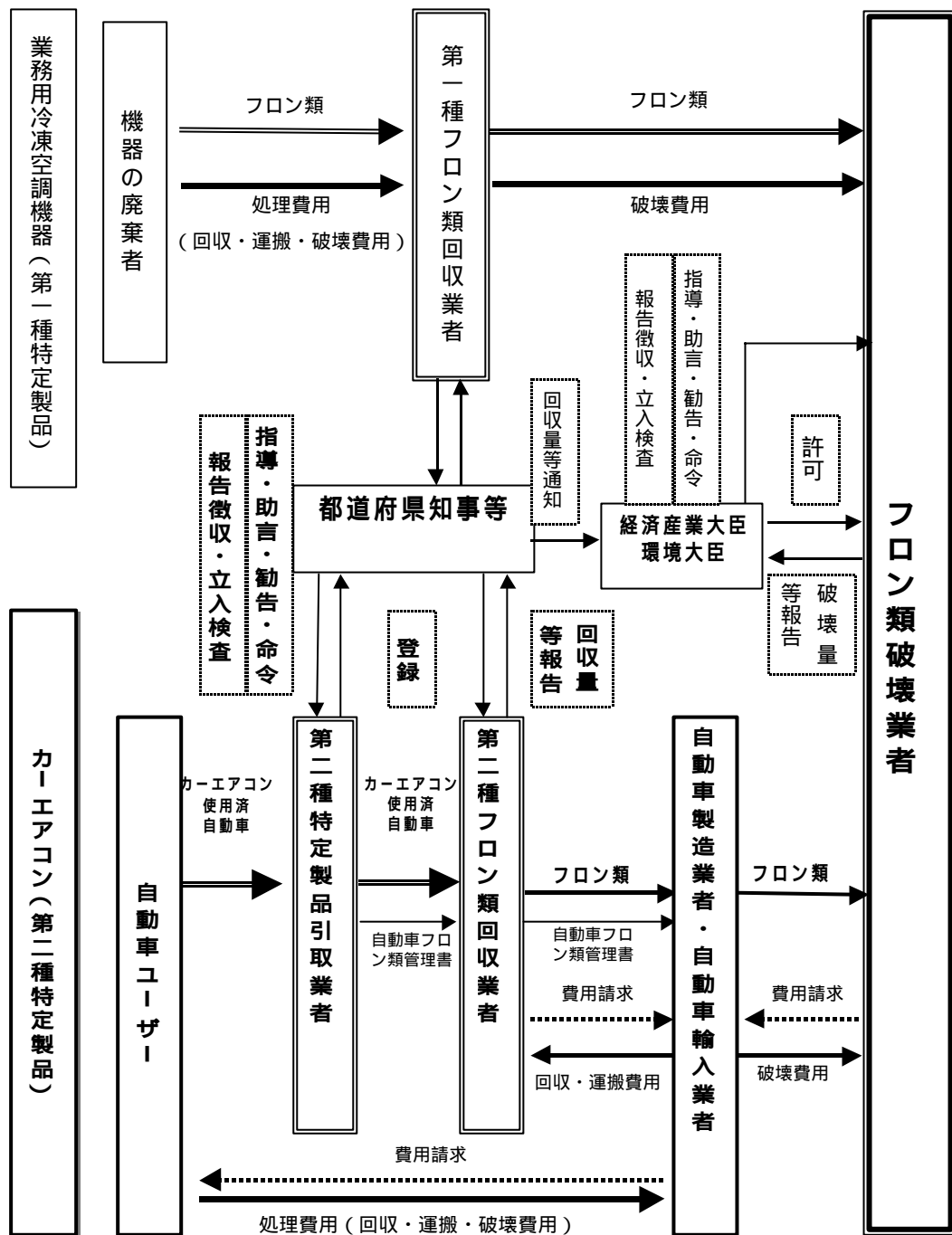


図 1 . フロン回収破壊法の概略

2. 定義

フロン類

法第二条第一項：この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）とハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFC）です。

以下、第二種特定製品の「フロン類の種類」は、CFC、HFCの2区分に分類します。

第一種特定製品及び第二種特定製品

法第二条第二項：この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

1 エアコンディショナー

2 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

第三項：この法律において「第二種特定製品」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）に搭載されているエアコンディショナー（人用のものに限る。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

「第一種特定製品」とは、業務用冷凍空調機器、即ちフロン類が充てんされている業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器（フロン類が充てんされた自動販売機を含みます。）です。

「第二種特定製品」とは、被けん引車、二輪自動車、特殊自動車を除く、自動車に搭載されている人用のエアコンディショナーです。～に搭載されているエアコンディショナーには「第一種特定製品」として

取り扱われるものがありますので、注意してください。

「第一種特定製品」と「第二種特定製品」の区分の例

例．(ア)冷蔵冷凍車：運転席用に使用しているエアコンであれば第二種特定製品ですが、架装部専用のエアコンは、第一種特定製品。ただし、運転席部分と架装部分の冷却を一つのコンプレッサー（冷凍サイクル）で行う方式の冷蔵冷凍車の場合は、第二種特定製品として取り扱います。

(イ)トラッククレーン等：特殊用途自動車のクレーン車、高所作業車等の車両運転席側のエアコンは第二種特定製品、作業席側のエアコンは第一種特定製品。

(ウ)ブルドーザー、ホイールクレーン、フォークリフト等：に該当するので、運転席部分のエアコンも第一種特定製品。

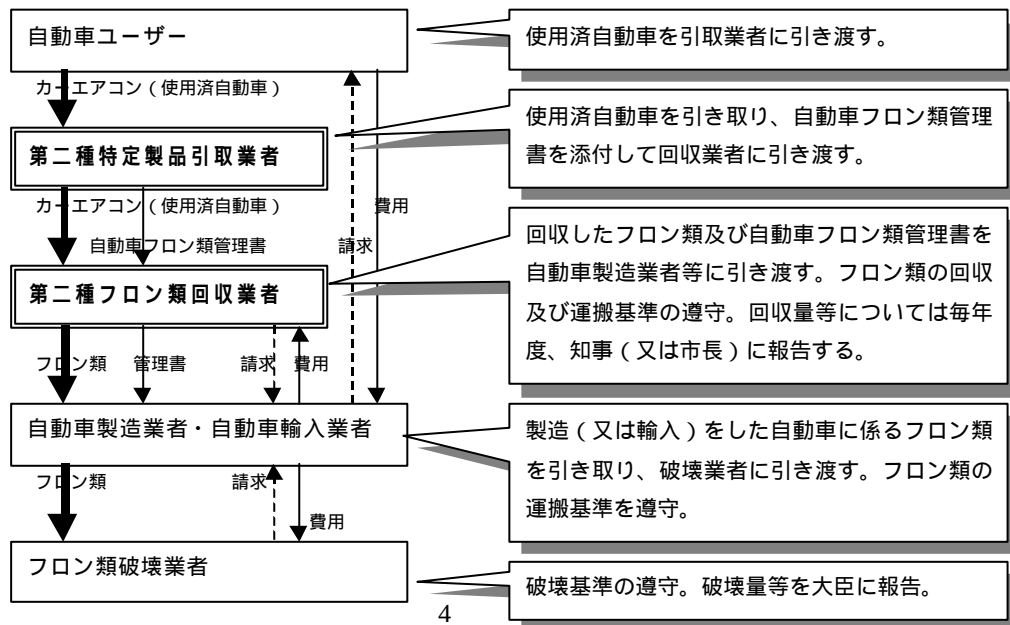
(エ)バスのエアコン：、に該当せず、かつ、人用なので、第二種特定製品。

(オ)鉄道車両用、船舶用のエアコン：自動車ではないので、第一種特定製品。

３．フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはなりません。違反者には１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金が科せられます。

４．第二種特定製品（カーエアコン）に係る制度の概要



使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）において、原則として上記の仕組みが引き継がれます。

５．フロン回収破壊法の施行期日及び経過措置

(1)施行期日

第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録については、平成１４年４月１日から開始されておりますが、第二種特定製品からのフロン類の回収に係る義務等については、平成１４年１０月１日から施行されます。

なお、第一種フロン類回収業者の登録及びフロン類破壊業者の許可については、平成１３年１２月２１日から開始されており、第一種特定製品からのフロン類の回収に係る義務等については、平成１４年４月１日から施行されております。

(2)経過措置

第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の方の登録に関し、平成１４年９月３０日までに登録申請された場合においては、その期日を経過しても、登録、または登録の拒否等の処分があるまでは、当該業務を行うことができます。ただし、この場合、登録を受けた第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者とみなされ、引取・引渡義務、回収・運搬基準、記録・報告義務や関連する罰則等について適用を受けることになります。

・第二種特定製品引取業者の登録

1. 第二種特定製品引取業者の登録

廃棄される第二種特定製品（使用済自動車）の引取りを行おうとする者は、業務を行う事業所毎にその事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は事業所の所在地が政令指定都市の区域内にある場合にはその市長の登録を受けなければなりません。（例えば、引取業務を行う事業所が横浜市と藤沢市にある場合、横浜事業所は横浜市長、藤沢事業所は神奈川県知事の登録を受ける必要があります。）

なお、登録を受けずに第二種特定製品の引取りを業として行った者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

(1) 登録の申請

登録の申請

ア．登録申請の際の申請書は、【省令様式第4の2参照】に従って作成することになります【 ．1参照】。

同じ都道府県等（都道府県又は政令指定都市。以下同じ。）に、複数の事業所の申請書を本社が集めて提出するような場合の申請方法については、【 ．2参照】にすることができます。（ただし、申請先が同じである場合に限りです。）

イ．申請先及び申請方法については、都道府県等の担当課【 ．3参照】に相談してください。

ウ．登録申請手数料は、都道府県等によって異なりますので担当課に確認してください。

主務省令で定める添付書類

ア．本人を確認できる書類

- ・ 個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票等の写し
- ・ 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記簿謄本

イ．第二種特定製品にフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（次の何れかでよい。）

○ 確認方法を記載した書類【 ．4参照】

○ 第二種特定製品の構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し等、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等。）

ウ．申請者が法に定める欠格要件（ ）に該当しないことを説明する書面

申請者が法第二十七条第一項各号に該当しない者であることを誓約

した旨の書面【 ． 5 参照】を添付してください。

() 欠格要件

- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 法律に違反して罰金以上の刑に処せられ、 2 年を経過しないもの
- ・ 登録を取り消され 2 年を経過しないもの 等々

・ 登録審査基準

以下のいずれかの要件を満たす事業者について登録が行われます。

ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか記載が欠けているとき又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否されます。

ア．第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。

イ．第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

2．申請後の手続等

(1) 都道府県等による登録の実施

第二種特定製品引取業者登録簿への登録について

都道府県等は、登録申請に基づいて、登録を行う際には、第二種特定製品引取業者登録簿に以下の項目を記載することになります。

第二種特定製品引取業者登録簿は、特に様式は定められていませんが、一般の方が閲覧できる状態にしておく必要があります。

法第二十六条による必須項目

- ・ 登録番号
- ・ 登録年月日
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 事業所の名称及び所在地

記載した方がよい項目

- ・ 有効期限満了年月日

申請者への通知について【 ． 6 参照】

都道府県等は、第二種特定製品引取業者登録簿に登録した後、申請者に、登録した旨を通知することになります。

また、登録の更新あるいは、変更の届出があった場合にも、登録時と同様に、第二種特定製品引取業者登録簿へ必要事項を記載し、その旨を通知することになります。

なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知することになります。

(2) 登録の更新

有効期間

第二種特定製品引取業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければなりません。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。登録の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。

更新の申請書

更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様です。

更新後の有効期間

登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から5年が有効期間です。

なお、登録の有効期間の満了日までに都道府県等へ更新の申請が行われたものの、更新が行われる前に登録の有効期間の満了日を超えてしまった場合でも、都道府県等による登録（あるいは、登録の拒否）の手続きが完了するまでは、前の登録は有効です。この場合、新たな登録の有効期間は、前の登録の有効期限の満了の日の翌日から5年です。

(3) 登録の変更届出

変更の届出が必要な場合

第二種特定製品引取業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、変更届出【省令様式第4の3参照】が必要となります。

ア．氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

イ．事業所の名称及び所在地

ウ．第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（例えば、第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者がいなくなったため、代わりに第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を用意する場合。）

届出の期限

変更があった日から30日以内に、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた都道府県等に届け出なければなりません。

のア．に係る変更届出の場合の添付書類

・住民票の写し（外国人登録証明書の写し）又は登記簿謄本

のウ．に係る変更届出の場合の添付書類

- ・第二種特定製品にフロン類が含まれているか否かを確認する体制を説明する書類

(4) 廃業等の届出

法人が合併により消滅した場合や登録に係る第二種特定製品引取業を廃止した場合、該当するに至った日から 30 日以内に、登録を受けた都道府県等に届け出なければなりません。

(5) 都道府県等による登録の取消し等

都道府県等は、第二種特定製品引取業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消しや業務停止の処分を行うことができます。処分を行ったときは、その理由を示して、申請者に通知しなければなりません。

- ・不正の手段により、第二種特定製品引取業者の登録を受けたとき。
- ・フロン類を確認する体制が「登録基準」に適合しなくなったとき。
- ・登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- ・この法律に基づく処分等に違反したとき。

(6) 都道府県等による登録の抹消

5 年ごとの更新を受けなかった場合や引取業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失うこととなります。その際には、都道府県等は第二種特定製品引取業者の登録を抹消しなければなりません。

・第二種フロン類回収業者の登録

1. 第二種フロン類回収業者の登録

使用済自動車の第二種特定製品から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行おうとする者は、業務を行う事業所毎にその事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は事業所の所在地が政令指定都市の区域内にある場合にはその市長の登録を受けなければなりません。（例えば、回収業務を行う事業所が横浜市と藤沢市にある場合、横浜事業所は横浜市長、藤沢事業所は神奈川県知事の登録を受ける必要があります。）

また、道路運送車両法における自動車分解整備事業者の認証を受けている者には、登録手続の特例が設けられています。詳細については、各運輸支局（旧陸運支局）にご照会下さい。

なお、登録を受けないでフロン類の回収を業として行った者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

(1) 登録の申請

登録の申請

ア．登録申請の際の申請書は、【省令様式第4の4参照】に従って作成することになります【 ．7参照】。

同じ都道府県等に、複数の事業所の申請書を本社がまとめて提出するような場合の申請方法については、【 ．8参照】によることができます。（ただし、申請先が同じである場合に限りです。）

イ．申請先及び申請方法については、都道府県等の担当課【 ．3参照】に相談してください。

ウ．登録申請手数料は、都道府県等によって異なりますので担当課に確認してください。

主務省令で定める添付書類

ア．本人を確認できる書類

- ・ 個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票等の写し
- ・ 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記簿謄本

イ．フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

- ・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。
- ・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

ウ．フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

○フロン類の回収設備の種類

- ・ C F C 用
- ・ H F C 用
- ・ C F C ・ H F C 兼用

○回収設備の能力（ ）

- ・ 2 0 0 g / min 未満
- ・ 2 0 0 g / min 以上

() 現在使用されているフロン類の回収設備について、その種類及び能力の一覧を示します【 . 9 参照】。登録申請の際に必要となる「回収設備の種類」と「能力を示す書類」を作成（又は確認）する場合の参考としてください。

なお、一覧表における回収能力については、冷媒回収推進・技術センター（R R C）規格「冷媒回収装置回収能力試験基準」に基づいたものです。この一覧表にない回収設備については、申請の際に R R C 規格を参照するなどして、回収能力を確認した書類を添付してください。

R R C 規格の詳細等については、以下の連絡先にご照会ください。

- ・ 冷媒回収推進・技術センター
- （（社）日本冷凍空調工業会内）
- 電話番号：03 - 3432 - 1671

エ．申請者が法に定める欠格要件（ ）に該当しないことを説明する書面

申請者が法第三十一条第一項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面【 . 5 参照】を添付してください。

() 欠格要件

- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 法律に違反して罰金以上の刑に処せられ、2 年を経過しないもの
- ・ 登録を取り消され 2 年を経過しないもの 等々

備考欄について

申請書の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明等を任意に記載することができます。

・ 登録審査評価事項

以下の要件を満たす事業者について登録が行われます【 . 10 参

照】。ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか記載が欠けているとき又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否されます。

- ・ フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。

なお、自動車分解整備事業者に係る特例手続による登録では、地方運輸局から都道府県等に対して、登録の申出に係る事項及び書類（イ～エ）が通知されますので、当該通知に係る事業者が欠格要件（法第三十一条第一項各号）に該当しないことを確認し、登録を行うこととなります。

2. 申請後の手続等

(1) 都道府県等による登録の実施

第二種フロン類回収業者登録簿への登録について

都道府県等は、登録申請に基づいて、登録を行う際には、第二種フロン類回収業者登録簿に以下の項目を記載することになります。

第二種フロン類回収業者登録簿は、特に様式は定められていませんが、一般の方が閲覧できる状態にしておく必要があります。

法第三十条による必須項目

- ・ 登録番号
- ・ 登録年月日
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 回収しようとするフロン類の種類

記載した方がよい項目

- ・ 有効期限満了年月日

申請者への通知について【 11 参照】

都道府県等は、第二種フロン類回収業者登録簿に登録した後、申請者に、登録した旨を通知することになります。

また、登録の更新あるいは、変更の届出があった場合にも、登録時と同様に、第二種フロン類回収業者登録簿へ必要事項を記載し、その旨を通知することになります。

なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知することになります。

(2) 登録の更新

有効期間

第二種フロン類回収業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければなりません。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。登録の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。

更新の申請書

更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様です。

更新後の有効期間

登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から5年が有効期間です。

なお、登録の有効期間の満了日までに、都道府県等へ更新の申請が行われたものの、更新が行われる前に登録の有効期間の満了日を超えてしまった場合でも、都道府県等による登録（あるいは、登録の拒否）の手続きが完了するまでは、前の登録は有効です。この場合、新たな登録の有効期間は、前の登録の有効期限の満了の日の翌日から5年です。

(3) 登録の変更届出

変更の届出が必要な場合

第二種フロン類回収業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、変更届出【省令様式第4の5参照】が必要となります。

ア．氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

イ．事業所の名称及び所在地

ウ．回収しようとするフロン類の種類

エ．回収の用に供する設備の種類（ ）

（ ）登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。例えば、申請時に「CFC用」と「HFC用」をそれぞれ1台所有していたが、「CFC・HFC兼用」を1台追加（又は買い換え）を行った場合は対象です。しかし、「CFC、HFC兼用」を1台所有していたが、さらに「CFC、HFC兼用」を1台追加（又は買い換え）を行った場合は、対象ではありません。

届出の期限

変更があった日から30日以内に、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた都道府県等に届け出なければなりません。

届出に係る変更後の添付書類

のア．に係る変更届出の場合の添付書類

- ・住民票の写し（外国人登録証明書の写し）又は登記簿謄本のウ．及びエ．に係る変更届出の場合の添付書類
- ・フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類
- ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

(4) 廃業等の届出

法人が合併により消滅した場合やフロン類回収業を廃止した場合、該当するに至った日から３０日以内に、登録を受けた都道府県等に届け出なければなりません。

なお、届け出る際には、該当するに至った日までの回収量等についても、当該年度の報告として併せて提出することが望ましいと考えます。

(5) 都道府県等による登録の取消し等

都道府県等は、第二種フロン類回収業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消しや業務停止の処分を行うことができます。処分を行ったときは、その理由を示して、申請者に通知しなければなりません。

- ・不正の手段により、第二種フロン類回収業者の登録を受けたとき。
- ・回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。
- ・登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- ・この法律に基づく処分等に違反したとき。

(6) 都道府県等による登録の抹消

５年ごとの更新を受けなかった場合や回収業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失うこととなります。その際には、都道府県等は第二種フロン回収業者の登録を抹消しなければなりません。

３．主務大臣への通知

通知義務

各都道府県等は、第二種フロン類回収業者からの報告を集計し、【省令で規定する様式第４の７】により作成した通知書に必要事項を記載した上で、年度終了後６ヶ月以内に環境大臣又は経済産業大臣のいずれかに２通提出することになります。

通知内容

通知書に記載する内容は次のとおりです。

フロンの種類ごとに、

- １）回収した第二種特定製品の台数

- 2) 回収量
- 3) 自動車製造業者等へ引き渡した量
- 4) 自ら再利用した量
- 5) 年度末の保管量

・ **特定製品の整備の際の遵守事項**

フロン回収破壊法の登録制度等は、特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業者が対象となっています。

ただし、法第六十七条に、特定製品の整備時においても、廃棄時の基準である回収に関する基準（法第三十八条第二項）及び運搬に関する基準（法第三十九条第三項）に従ってフロン類の回収、運搬を行わなければならないと規定されています。

また、整備時に回収されたフロン類を廃棄する必要がある場合には、許可を受けたフロン類破壊業者へ引き渡すことが適当です。

第2部 事業者の役割等

・自動車ユーザーの責務

1. 引渡し義務

（第二種特定製品廃棄者の引渡義務）

法第三十五条 使用済自動車に係る第二種特定製品を廃棄しようとする者（以下「第二種特定製品廃棄者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第二種特定製品引取業者に対し、当該第二種特定製品を引き渡さなければならない。

第二種特定製品（カーエアコン）が装着されている使用済自動車を廃棄しようとする場合には、その自動車ユーザーは、都道府県知事等の登録を受けた第二種特定製品引取業者に引き渡さなければなりません。

2. 費用負担

（自動車を運行の用に供する者の費用負担）

法第六十条 自動車製造業者等は、第五十七条第二項の規定により支払う料金及び第四十条第一項の規定により引き取ったフロン類の破壊に要する費用（次項において「フロン類の回収等の費用」という。）に関し、その製造等をした自動車を運行の用に供する者に対し、適正な料金を請求することができる。

2 自動車を運行の用に供する者は、前項の規定による請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

（自動車を運行の用に供する者に請求する料金の公表）

法第六十一条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項の規定により自動車を運行の用に供する者に対し請求する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

自動車ユーザーは、自動車製造業者等の請求に応じて、フロン類の回収・破壊等に要する費用（処理費用）を支払わなければなりません。

自動車ユーザーは自動車を廃車しようとするときまでに当該費用を郵便局やコンビニエンスストアで払い込み（払込の際に、自動車フロン券（カーエアコンフロン回収・破壊費用払込券。以下「フロン券」という。）を受け取る）、第二種特定製品引取業者に使用済自動車を引き渡す際に、当該フロン券を添えて引き渡すことになります。

なお、自動車製造業者等は、自動車ユーザーに請求する料金について予め公表しなければなりません。また、主務大臣（経済産業大臣及び環境大臣。以下同じ。）は、必要に応じて公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができます。

・第二種特定製品引取業者の役割

1. 引取り及び引渡し義務

（第二種特定製品引取業者の引取義務）

法第三十六条 第二種特定製品引取業者は、第二種特定製品廃棄者から前条に規定する第二種特定製品の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該第二種特定製品を引き取らなければならない。

（第二種特定製品引取業者の引渡義務）

法第三十七条 第二種特定製品引取業者は、前条の規定により引き取った第二種特定製品に冷媒としてフロン類が充てんされている場合には、第二種フロン類回収業者に対し、当該第二種特定製品が搭載されている自動車の製造等（第三十九条第一項に規定する製造等をいう。）をした者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した書類（以下「自動車フロン類管理書」という。）を添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

第二種特定製品引取業者は、自動車ユーザー（廃棄者）から、フロン類が充てんされているカーエアコンが装着されている使用済自動車の引取りを求められたときは、これを引き取らなければなりません。また、引き取る場合には、廃棄者がフロン類の回収等の費用を自動車製造業者に支払った旨をフロン券により確認するとともに、自動車フロン類管理書を起票し発行（以下、交付という。）しなければなりません。さらに、引き取ったフロン類に自動車フロン類管理書を添付して、第二種フロン類回収業者に引き渡さなければなりません。

（1）制度が適用されない場合

次の場合は、そもそも制度の枠外なので、引取りは任意で、かつ、任意に引き取る場合も、フロン券の確認、自動車フロン類管理書の交付は不要です。

適用があるのは「使用済自動車」の引き取りの場合であり、自動車を廃車にせず、中古車として販売する場合の引き取りは、法律の対象外となります。ただし、ディーラー等が中古車として販売する目的で自動車を引き取った後、結果として売れずに廃車とするような場合は、その時点で引き取ったディーラー等が廃棄者としての義務（フロン類の処理費用負担（フロン券の入手）、引取業者への引渡し）を負うことになります。適用があるのは「フロン類が充てんされている」場合であり、カーエアコンにフロン類が全く含まれていない場合には、法律の対象外となりま

す。ただし、第二種特定製品引取業者がフロン類が含まれているか否かを確認するに当たっては、事故で車両の前方部が破損している等、明らかにフロン類が抜けていると認められる場合を除き、カーエアコンが装着されていれば原則としてフロン類が含まれていると判断して下さい。

(2) 引取り義務

原則として第二種特定製品引取業者には引取り義務がありますが、次のような正当な理由がある場合は、引取り義務が免除されます。なお、理由によらず引き取る場合は、通常の場合と同じく、フロン券の確認、自動車フロン類管理書の交付が必要となります。

< 引取り義務を免除される正当な理由の例 >

第二種特定製品引取業者が引取り義務を免除される「正当な理由」とは、例えば下記のようなものが考えられます。

1) 天災等不可抗力の要因による場合

(例) 事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に不可能な場合

2) 廃棄者がフロン券を提出しない場合 (この場合、引き取ると、引き取った引取業者がフロン類の処理費用を負担 (フロン券を入手) することになります。)

3) 使用済自動車の処分に要する費用 (フロン関係を除く) の支払が見込まれない場合

4) 自社の車両保有能力と照らし合わせ、適切な保管が困難と判断される場合

(例) 乗用車販売店にバス、大型トラック等が持ち込まれた場合や大量の一括持ち込みの要請があった場合

(3) フロン券の確認

引取業者は、廃棄者が自動車製造業者等に対してフロン類の回収等の費用を支払った旨をフロン券により確認することが原則です。ただし、引取業者が回収業者を兼ねている場合において、引き取ったカーエアコンに係るフロン類を再利用することが確実で、自動車製造業者等には引き渡さないことがあらかじめ明らかである場合には、廃棄者にフロン券の添付を求める必要はありません。

その場合は、自動車フロン類管理書にフロン券を貼付する代わりに、所定の再利用欄に印しを付けて下さい。(4) 参照のこと。

(4) 自動車フロン類管理書の交付

フロン類が充てんされているカーエアコンが搭載されている使用済み自動車を引き取る場合は、必ず自動車フロン類管理書を交付しなければなりません。

なお、自動車フロン類管理書は（財）自動車リサイクル促進センターが発行し、自動車関係団体で購入することができます。

（第二種特定製品引取業者の自動車フロン類管理書の記載事項）

省令第十二条の十三 法第三十七条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 自動車フロン類管理書の番号
- 二 第二種特定製品を引き取った年月日、当該第二種特定製品の引取りを求めた第二種特定製品廃棄者の氏名又は名称及び電話番号
- 三 当該第二種特定製品引取業者の氏名又は名称、登録番号及び電話番号
- 四 当該引取りに係る第二種特定製品が搭載されている自動車の製造等をした者の氏名又は名称、当該自動車の種別（大型バス（人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の自動車（以下「バス」という。）であって自動車の長さが七メートル以上のものをいう。以下同じ。）若しくは小型バス（大型バス以外のバスをいう。）又はバス以外の自動車の別をいう。）及び道路運送車両法の規定による車台番号並びに当該第二種特定製品に充てんされているフロン類の種類
- 五 当該引取りに係るフロン類を第二種フロン類回収業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称、登録番号及び電話番号
- 六 法第六十条第一項に規定する料金が支払われている旨（次号に該当する場合を除く。）
- 七 当該第二種特定製品引取業者が第二種フロン類回収業者を兼ねている場合において、当該者が自ら当該フロン類の再利用をすることがあらかじめ明らかの場合にはその旨

なお、（財）自動車リサイクル促進センターが発行する自動車フロン類管理書には、上記記載事項のうち、第一号の「自動車フロン類管理書の番号」については既に管理書に印刷されており、第四号の「自動車の種別」については、バス用・バス以外用の２種類のうち該当する管理書を使用し、バス用については省令で定める大型バス・小型バスの別を記載することになります。

また、第六号及び第七号については、第二種特定製品引取業者が第二種フロン類回収業者を兼ねており、回収したフロン類を再利用することが確実な場合には管理書の再利用欄に印を付け（この場合フロン券は不要です。）、それ以外はフロン券を管理書の所定欄に貼付することになります。

2. 自動車フロン類管理書の写しの保存と閲覧

第二種フロン類回収業者に引き渡した自動車フロン類管理書の写しは、引渡しを行った日から5年間保存しなければなりません。

また、第二種特定製品廃棄者又は自動車製造業者等からこれらの者に係る管理書の写しを閲覧したい旨の申し出があったときは応じなければなりません。

ただし、正当な理由がある場合には、当該閲覧の申出を拒否することができます。

なお、閲覧とは、請求者に調る機会を与えるものであり、管理書の写しが保存されている事業所で行うものです。

< 閲覧の申出を拒否できる正当な理由の例 >

第二種特定製品引取業者が閲覧の申出を拒否できる「正当な理由」とは、例えば下記のようなものが考えられます。

- 1) 請求者からの要求が閲覧には該当しない場合
- 2) 天災等の不可抗力によって記録を滅失してしまった場合
(例) 事業所が天災等により被害を受け、管理書の写しが焼失する等、閲覧が不可能な場合
- 3) 社会通念上、対応が困難な場合
(例) 休業や営業時間外の場合
- 4) 法令で定める保存期間(5年間)が既に経過している場合
- 5) 法令で定められた関係者から当該関係者に係る記録以外の記録についての閲覧を要求された場合

・第二種フロン類回収業者の役割

1. 引取り義務

(第二種フロン類回収業者の引取義務)

法第三十八条 第二種フロン類回収業者は、第二種特定製品引取業者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第二種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

第二種フロン類回収業者は、第二種特定製品引取業者からフロン類(使用済自動車)の引取りを依頼されたときは、当該フロン類を引き取らなければならない。

引取りを求められた第二種フロン類回収業者は、フロン類の回収に関する基準【 2 参照】に従って、フロン類を回収しなければならない。

ただし、正当な理由がある場合には、引取り義務は免除されます。

<引取り義務を免除される正当な理由の例>

第二種フロン類回収業者が引取り義務を免除される「正当な理由」とは、例えば下記のようなものが考えられます。

1) 天災等不可抗力の要因によるもので、回収に係る安全が確保できない場合

(例) ・地震、水害などにより、回収作業場所の安全が確保できない場合

・事業所が天災等により被害を受け、回収・引取りが物理的に不可能な場合

2) 使用済自動車の処分もあわせて行う場合に、処分費用(フロン関係を除く)の支払が見込まれない場合

3) 自動車フロン類管理書が添付されていない場合や記載事項等に不備がある場合

(例) フロン券が添付されていない場合

4) 自社の車両保有能力と照らし合わせ、適切な保管が困難と判断される場合

(例) 乗用車販売店にバス、大型トラック等の持ち込みや大量の一括持ち込みの要請があった場合

5) 引取り又は回収を行うことが違法行為を形成する場合

(例) 本法及び他の法令(例えば、「高圧ガス保安法」)の規定に違反することが明らかな場合

2. フロン類の回収に関する基準

法第三十八条第二項 第二種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

(第二種フロン類回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

省令*第六条 法第三十八条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第二種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、別表第1の上欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。
- 二 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表

フロン類の充てん量	圧力
2 k g 未満	0.1 MPa
2 k g 以上	0.09 MPa

第二種フロン類回収業に係る登録手続の特例等に関する省令

第二種特定製品からフロン類を回収する場合には、省令で定められている回収基準に従って、フロン類を回収しなければなりません。具体的には、第二種特定製品に充てんされているフロン類の充てん量に応じて、冷媒回収口の圧力が所定の圧力以下になるよう吸引することが必要です。確実な回収を行うには、この所定の圧力以下まで吸引をしなければなりません。

また、適切な回収の実効をあげるために、フロン類を回収する際には、回収方法について十分な知見を有する者が回収を行う、あるいは、回収に立ち会うことが定められています。

(1) 圧力の換算

省令の別表に記載されている圧力値は、絶対圧力をS I単位で示したものです。絶対圧力とゲージ圧力との対応について表1に示しましたので実際に回収作業をされる時に参考としてください。

表 1 絶対圧力とゲージ圧力の対応について

	単位	省令で扱っている圧力値	
SI 単位(絶対圧力)	MPa	0.1	0.09
SI 単位(ゲージ圧力)	MPa	0	-0.01
工学単位(ゲージ圧力)	kgf/cm ²	0	-0.1
真空圧力	mmHg	0	-100

(2) フロン類の回収の基本手順と確認事項

回収装置の準備

実作業上は、次の 2 点について配慮する必要があります。

ア．回収できる冷媒の種類

高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収装置を用いてフロン類の回収を行う場合は、高圧ガス保安法の適用除外となりますが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になります。

なお、高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収装置は、高圧ガス保安法に基づいて、回収できる冷媒の種類を R 番号で指定しています。従って、使用する回収装置が使える冷媒の種類を R 番号で確認する必要があります。

イ．吸引圧力

省令によって、フロン類の充てん量に応じて定められた圧力以下になるまで吸引を行うことになります。したがって、使用する回収装置が省令で定められた圧力以下まで吸引できることを予め確認する必要があります。

回収手順と注意事項

- ・カーエアコンの冷媒の種類（C F C（R12）又は H F C（R134a））を確認します。
- ・カーエアコンの運転が可能な場合は、予め暖機運転を行うと、より確実な回収ができます。
- ・回収装置を稼働させて、所定の圧力以下まで吸引します。
- ・回収装置を停止して、回収装置側のバルブを閉止し、圧力の変化を観察します。
- ・一定の時間経過後（ ）に、所定の圧力を超えて圧力上昇していたら再度回収操作を行います。
- ・所定の圧力以下に保持されていた場合は回収作業を終了します。

- () 省令で定める「一定時間が経過した後」については、以下を参考に適切な時間が必要です。

所定の圧力まで吸引した後に圧力が上昇するのは、冷凍機油に溶解しているフロン類が外部からの浸入熱によって蒸発することや残存空間から狭い通路を通して吸引空間にフロン類が移動することが原因です。したがって、残存する冷凍機油の量が多く温度が低い場合、外気温度が低い場合、フロン類の充てん量と回収装置の能力の比が小さく見掛け上短時間に吸引できる場合、2箇所からの吸引が不可能で1箇所から吸引している場合等においては、時間を長く取る必要があります。

フロン類の充てん量が2 kg 未満の場合は、一般的に10分程度の時間で良いと考えられますが、上記の条件に応じて保持時間を増減する必要があります。なお、充てん量が2 kg 以上の場合は、さらに長い時間が必要となります。

(3) 十分な知見を有する者

第二種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられます。

3. 引渡し義務

(第二種フロン類回収業者の引渡し義務)

法第三十九条第一項 第二種フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用（自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。）をする場合その他主務省令で定める場合を除き、自動車製造業者等に対し、第三十七条の規定により添付された自動車フロン類管理書に主務省令で定める事項を記載し、これを添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(第二種フロン類回収業者の自動車フロン類管理書の記載事項)

省令第十二条の十五 法第三十九条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 フロン類を回収した年月日
- 二 当該フロン類を自動車製造業者等に取り渡した年月日及び取り渡した相手方の氏名又は名称並びに当該フロン類の引渡しに使用するフロン類回収容器又はパレット（フロン類回収容器を収納して運搬するための器具をいう。）ごとに付された番号

(1) 引渡し義務

第二種フロン類回収業者は、自ら再利用する場合（1）又は省令で定める場合（2）を除いて、当該フロン類の回収に係る第二種特定製品が搭載されている自動車の製造業者等（実務上は、自動車製造業者等の委託を受けた破壊業者）に、回収したフロン類を引き渡さなければなりません。

また、引き渡しの際には、自動車フロン類管理書に上記の必要事項を記載する必要があります。なお、自ら再利用した場合の自動車フロン類管理書は保存してください。（2）参照のこと。

（1）自ら再利用する場合

- ・「自ら再利用」には、本法において「自ら冷媒その他製品の原材料として利用する」場合と「冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にする」場合の両方を含むと規定されていることから、回収業者が回収したフロン類を自ら利用することだけでなく、利用する者に譲渡することも含みます。
- ・「冷媒その他製品の原材料として利用する者」には、例えば冷凍空調機器等に充てんする設備工事業者や簡易再生フロン類をサービス缶に詰めて売却する者も含みます。
- ・「有償若しくは無償で」とあるので、逆有償（回収業者が金銭等を支払っ

て引き取ってもらう場合)は認められません。これは、引取者に不法排出の動機を与えないためです。

- ・「譲渡し得る状態にする」とは、譲渡する前に一定の限度において保管することを認めるという趣旨です。

(2) 省令で定める場合

実態として「自ら再利用する場合」の他に引き渡し先としての例外を設ける必要はないため、「その他省令で定める場合」については定めていません。

(2) 自動車フロン類管理書の写しの保存と閲覧

自動車製造業者等(実務上は破壊業者)に引き渡した自動車フロン類管理書の写しは、引渡しを行った日から5年間保存しなければなりません。

なお、第二種フロン類回収業者がフロン類を自ら再利用(譲渡を含む)した場合(自動車製造業者等に引き渡さない場合)の自動車フロン類管理書は、当該フロン類を回収した年月日を記載の上、保存してください。

また、第二種特定製品廃棄者又は自動車製造業者等からこれらの者に係る管理書の写しを閲覧したい旨の申し出があったときは応じなければなりません。

ただし、正当な理由がある場合には、当該閲覧の申出を拒否することができます。

なお、閲覧とは、請求者に調る機会を与えるものであり、管理書の写しが保存されている事業所で行うものです。

< 閲覧の申出を拒否できる正当な理由の例 >

第二種フロン類回収業者が閲覧の申出を拒否できる「正当な理由」とは、例えば下記のようなものが考えられます。

1) 請求者からの要求が閲覧には該当しない場合

2) 天災等の不可抗力によって記録を滅失してしまった場合

(例) 事業所が天災等により被害を受け、管理書の写しが焼失する等、
閲覧が不可能な場合

3) 社会通念上、対応が困難な場合

(例) 休業や営業時間外の場合

4) 法令で定める保存期間(5年間)が既に経過している場合

5) 法令で定められた関係者から当該関係者に係る記録以外の記録についての閲覧を要求された場合

4. フロン類の運搬に関する基準

(1) フロン類の運搬に関する基準

法第三十九条第三項 第二種フロン類回収業者は、前二項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(第二種フロン類回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準)

省令*第七条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

第二種フロン類回収業に係る登録手続の特例等に関する省令

フロン回収破壊法では、第二種フロン類回収業者が、回収したフロン類を自動車製造業者等に引き渡すにあたり遵守すべき運搬基準が省令で定められています。

省令第七条第一号に掲げる「移充てん」とは、回収したフロン類を容器から容器へ移し換えることです。また、これを「みだりに行わない」とは、不必要な移充てんを行ってはならないとの意味です。このことから、例えば回収したフロン類の輸送効率向上等のために行われている中継地点における移充てんなどは、これに該当しません。

省令第七条第二号は、運搬時のフロン類回収容器の取扱いに関して運搬基準が定められています。

(2) 高圧ガス保安法上の規制

フロン類のうち、高圧ガスに該当するもの（CFC（R12）、HFC（R134a））については、「高圧ガス保安法」上の基準を遵守しなければなりません。以下、フロン類の回収等に関する高圧ガス保安法上の基準の概略を示しますが、遵守すべき事項の詳細は高圧ガス保安法を参照してください（項目名の括弧内は「高圧ガス保安法」上の基準の名称。）。

運搬時における基準（移動の基準）

高圧ガス保安法では、高圧ガスを運ぶことを「移動」と呼んでいます。回収したフロン類が充てんされている容器を回収装置から取り外して「移動」する場合は、高圧ガス保安法の適用を受けます。

移充てんする場合の基準（高圧ガスの製造の基準）

高圧ガス保安法では、圧縮、減圧等の圧力変化や液化、気化等の相変

化することなどを「製造」と称しています。つまり、フロン類を容器から容器へ移し替える場合（移充てんする場合）は、高圧ガス保安法上の「製造」に該当し、その処理能力に応じて届出などが必要となります。

保管する場合の基準（貯蔵の基準）

高圧ガス保安法では、一時的ではあっても容器を保管する場合、「貯蔵」に該当し、貯蔵量に応じて、届出などが必要となります。

5．第二種フロン類回収業者の料金の請求

（第二種フロン類回収業者に支払う料金）

法第五十七条 第二種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、第三十九条第一項又は第二項の規定により自動車製造業者等に引き渡したフロン類の回収及び当該フロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用に関し、第二種特定製品に係るフロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務大臣が定める基準に従って自動車製造業者等が定める料金を請求することができる。

（第二種フロン類回収業者による料金の請求方法）

省令第二十四条 法第五十七条第一項の規定により自動車製造業者等が定める料金を請求しようとする第二種フロン類回収業者は、次に掲げる事項を記載した書面を自動車製造業者等に提出しなければならない。

- 一 当該第二種フロン類回収業者の氏名又は名称及び登録番号
- 二 振込金融機関又は郵便局の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号
- 三 当該請求に係る自動車フロン類管理書の番号

第二種フロン類回収業者は、フロン類の回収及び運搬に要した費用についてフロン類を引き渡した自動車製造業者等に請求することができます。実務上、上記の第一号及び第二号の記載事項の提出については、請求者（第二種フロン類回収業者）は、自動車製造業者等が委託する（財）自動車リサイクル促進センターのシステムに予め加入申込をすることにより、以後、回収したフロン類を自動車製造業者等に引き渡す際に添付する自動車フロン類管理書の記載情報によって、回収の都度、費用の請求を行うことなく請求者に費用が支払われることになります。

6．第二種フロン類回収業者の記録

記録の内容

第二種フロン類回収業者の記録する内容は、次のとおりです。

フロンの種類ごとに、

- 1) フロン類を回収した年月日、第二種特定製品引取業者の氏名又は名称、第二種特定製品の台数及び回収量。
- 2) フロン類を自動車製造業者等に引き渡した年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡し量。
- 3) 回収したフロン類を自ら再利用した年月日、再利用量、再利用する者に引き渡した年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡し量。

記録方法

- ・第二種フロン類回収業者の記録は、帳簿【 . 1 2 - 1 参照】を備え、これを5年間保存することが必要です。
- ・帳簿のかわりに電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができます。電磁的方法による保存をする場合に、情報システムの安全対策等について確保するよう努めなければならない基準は告示で定められております。
- ・帳簿のかわりに自動車フロン類管理書の写し等を活用してもよいものとします【 . 1 2 - 2 参照】。

なお、第二種フロン類回収業者がフロン類を自ら再利用（譲渡を含む）した場合（自動車製造業者等に引き渡さない場合）の自動車フロン類管理書は、当該フロン類を回収した年月日が記載されていることを確認の上、保存してください。

7. 都道府県等への報告

報告義務

年度末時点で登録を受けている第二種フロン類回収業者は、【省令で規定する様式第4の6】により作成した報告書に必要事項を記載した上で、当該年度終了後3ヶ月以内（6月30日まで）に、登録を受けた都道府県等に報告書を提出しなければなりません。（年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。）

同じ都道府県等に、複数の事業所の報告書を本社がまとめて提出するような場合の報告については、【 . 1 3 参照】により行ってください。（ただし、報告先が同じである場合に限ります。）

なお、回収量等の実績が無い場合であっても、報告する必要があります。

報告内容

報告書に記載する内容は次のとおりです。

フロンの種類ごとに、

- 1) 回収した第二種特定製品の台数及び回収量
- 2) 自動車製造業者等に引き渡した量（破壊依頼量）
- 3) 自ら再利用した量（譲渡した量を含む。）
- 4) 年度末の保管量

・自動車製造業者等の役割

1．引取り及び引渡し義務

自動車製造業者等は、自らの製造に係る自動車に搭載されたカーエアコンから回収されたフロン類について、第二種フロン類回収業者から当該フロン類の引取りを依頼されたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければなりません。

また、第二種フロン類回収業者から引き取ったフロン類を、フロン類破壊業者に引き渡さなければなりません。なお、引き渡す際には運搬基準に従って、フロン類を運搬しなければなりません。（実務上は、自動車製造業者等の委託を受けた破壊業者がフロン類の引取りを行うこととなりますので、自動車製造業者等は予め委託先を明らかにしておく必要があります。）

<引取り義務を免除される正当な理由の例>

自動車製造業者等が引取り義務を免除される「正当な理由」とは、例えば下記のようなものが考えられます。

1) 天災等不可抗力の要因による場合

（例）事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に不可能な場合等

2) 自動車フロン類管理書が添付されていない場合や記載事項に不備がある場合

（例）フロン券が添付されていない場合

3) 自らの製造等に係る自動車に搭載されたカーエアコンから回収されたフロン類でないものが持ち込まれた場合

4) 引取りを能率的に実施するために合理的な範囲で自動車製造業者等が指定する方法によらずに、引取りを求められた場合

2．自動車フロン類管理書の保存と閲覧

自動車製造業者等は、引き取ったフロン類に添付された自動車フロン類管理書を引取りを行った日から5年間保存しなければなりません。

3. 第二種フロン類回収業者に支払う料金

(第二種フロン類回収業者に支払う料金)

法第五十七条 第二種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、第三十九条第一項又は第二項の規定により自動車製造業者等に引き渡したフロン類の回収及び当該フロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用に関し、第二種特定製品に係るフロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務大臣が定める基準に従って自動車製造業者等が定める料金を請求することができる。

- 2 自動車製造業者等は、前項の規定による請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じて料金を支払わなければならない。

(第二種フロン類回収業者に支払う料金の公表)

法第五十八条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

自動車製造業者等が定める料金に関する基準（告示）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）第五十七条第一項の規定により自動車製造業者等が定める料金は、法第三十八条第二項の規定に基づくフロン類の回収及び法第三十九条第三項の規定に基づくフロン類の運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定められなければならない。

自動車製造業者等は、第二種フロン類回収業者の請求に応じて、フロン類の回収及び運搬に要する料金を支払わなければなりません。

ただし、正当な理由がある場合には、料金の支払は免除されます。

なお、第二種フロン類回収業者が請求する料金は、主務大臣の定める基準に従って自動車製造業者等が定め、予め公表しなければなりません。また、主務大臣は、必要に応じて公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができます。

< 料金の支払を免除される正当な理由の例 >

自動車製造業者等が支払を免除される「正当な理由」とは、例えば下記のようなものが考えられます。

- ・ 請求先となる当該フロン類を引き取るべき製造業者等以外の業者に対して引渡しがなされた場合

- ・回収容器とともに送付されてきた自動車フロン類管理書にフロン券が貼付されていない場合
- ・自動車フロン類管理書の内容に不備がある場合

4．自動車を運行の用に供する者に請求する料金

（自動車を運行の用に供する者の費用負担）

法第六十条 自動車製造業者等は、第五十七条第二項の規定により支払う料金及び第四十条第一項の規定により引き取ったフロン類の破壊に要する費用（次項において「フロン類の回収等の費用」という。）に関し、その製造等をした自動車を運行の用に供する者に対し、適正な料金を請求することができる。

（自動車を運行の用に供する者に請求する料金の公表）

法第六十一条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項の規定により自動車を運行の用に供する者に対し請求する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

自動車製造業者等は、フロン類の回収等に要する費用を自動車ユーザーに請求することができます。具体的にはフロン券制度【 ．2 参照】。

なお、自動車製造業者等は、自動車ユーザーに請求する料金について予め公表しなければなりません。また、主務大臣は、必要に応じて公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができます。

５．特定製品の表示（第二種特定製品の表示に関する考え方）

（表示）

法第六十六条 特定製品の製造等を業として行う者は、当該特定製品を販売する時までに、当該特定製品に冷媒として充てんされているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
- 二 当該特定製品（当該特定製品が第二種特定製品である場合にあっては、使用済自動車に係るもの）を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。
- 三 当該フロン類の種類及び数量

平成１４年４月１日以降に出荷又は引き渡す第二種特定製品について、機器製造業者等は、次のような表示を行わなければなりません。

このような表示を行う主な目的は、自動車ユーザーや引取業者に対して、フロン類の回収が必要である旨を啓発するため、回収業者に対して、フロン類の種類や充てん量を情報として与え、より適切な回収を行ってもらうためです。

(1) 表示を行う者

自動車に第二種特定製品（カーエアコン）を搭載する場合は、当該カーエアコン製造業者（又は輸入業者）が当該カーエアコンの搭載を行う者（自動車製造業者、販売業者等）の協力を得て表示を行うこととなります。

カーエアコンが搭載された自動車を輸入する場合には、当該自動車輸入業者が表示を行うこととなります。

(2) 表示事項

以下の事項について、表示を行うことになります。

当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

- ・「大気放出禁止」等の記載でも構いません。

当該カーエアコンを廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。

- ・「廃棄時要回収」等の記載でも構いません。

当該フロン類の種類及び数量。

- ・原則として、充てんされているフロン類の種類（ＣＦＣ、ＨＦＣ）と冷媒番号を併せて記載しなければなりません。（例：ＨＦＣ Ｒ１３４a）。

(3) 表示方法

表示のサイズや文字のレイアウトなどについては、視認が容易となる大きさ、配置となるよう工夫することとし、その内容を明確に記載することが必要です。

また、表示事項が何らかの理由により、視認できなくなることの無いよう、容易に消滅しない方法で表示を行わなければなりません。

(4) 罰則

法第 6 6 条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者に対しては、1 0 万円以下の過料が罰則として定められています。（法第 8 7 条第 2 号参照）

(5) 表示のイメージ

法で定める表示すべき事項を踏まえ、第二種特定製品の場合、例えば次のような表示事例が考えられます。

例 1 .

フロン回収破壊法 第 2 種特定製品		
1) フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。		
2) この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要です。		
3) 冷媒の種類及び数量		
種類	冷媒番号	数量 (g)
HFC	R134a	○ +

例 2 .

フロン回収破壊法 第 2 種特定製品		
1) フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。		
2) この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要です。		
3) 冷媒の種類及び数量		
種類	冷媒番号	数量 (g)
HFC	R134a	○ ± □

資料

1. 第二種特定製品引取業者登録申請書の記載要領

様式第4の2（第12条の2関係）

新規は未記入。更新時には、「登録番号」と「登録年月日」を記入する。

第二種特定製品引取業者登録申請書
登録の更新

該当しない方を消す。

登録番号	
登録年月日	

平成14年 4月 1日

申請する日を記入

〇〇県知事 ■ ■ 殿

(郵便番号) 123-4567
住所 県電ヶ関市日本8-9-10
氏名 使用済自動車引取株式会社
代表取締役 引取 五郎 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123)456-7890

第二種特定製品引取業を行う者の氏名（個人）又は名称（法人）を記入。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第25条第2項（第28条において準用する同法第12条第2項）の規定により、必要な書類を添えて第二種特定製品引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名称	使用済自動車引取株式会社 虎ノ門事業所
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321

第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。

備考1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制について記入。
引取業者の登録基準として、以下、が定められており、申請者はその何れかを満たす必要がある。
第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。
第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。
記入例は、 の場合の記入例。 の場合は、「第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。」と記入。

注：複数の事業所をまとめて申請する場合の申請方法については、【 2 参照】によってください。

2. 引取業を行う複数の事業所をまとめて申請する場合の申請方法

第二種特定製品引取業を行う場合、事業所毎にその所在地を管轄する都道府県知事等に登録申請する必要があります。

ただし、複数の事業所をまとめて申請する場合には、事業所毎の申請書その他、以下の書類を添付してください。

- ・住民票等の写し（個人）又は登記簿謄本（法人） 一通
- ・欠格要件に該当しないことを説明する書類（誓約書） 一通
- ・第二種特定製品にフロン類が含まれているか否かを確認する体制を説明する書類については、申請に係る事業所毎に必要。

申請書 1 枚目

様式第4の2（第12条の2関係）

第二種特定製品引取業者登録申請書
登録の更新

登録番号	
登録年月日	

平成14年 4月 1日

〇〇県知事 ■■■ 殿

（郵便番号）123-4567
住 所 県電ヶ関市日本8-9-10
氏 名 使用済自動車引取株式会社
代表取締役 引取 五郎 印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 (123)456-7890

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第25条第2項
（第28条において準用する同法第12条第2項）の規定により、必要な書類を添えて第
二種特定製品引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	使用済自動車引取株式会社 虎ノ門事業所
所在地	（郵便番号）098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号(098)765-4321
第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。	

一枚目は、記載要領に従い全て記入。

申請書 2 枚目以降

様式第4の2（第12条の2関係）

第二種特定製品引取業者登録申請書
登録の更新

登録番号	
登録年月日	

平成14年 4月 1日

〇〇県知事 ■■■ 殿

（郵便番号）123-4567
住 所 県電ヶ関市日本8-9-10
氏 名 使用済自動車引取株式会社
代表取締役 引取 五郎 印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 (123)456-7890

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第25条第2項
（第28条において準用する同法第12条第2項）の規定により、必要な書類を添えて第
二種特定製品引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	使用済自動車引取株式会社 桜田門事業所
所在地	（郵便番号）098-5467 〇〇県桜田門市環境3-1-2 電話番号(097)865-4312
第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。	

二枚目以降も、記載要領に従い全て記入する。

**３．フロン回収破壊法に係る各都道府県・政令市登録窓口
（第二種特定製品引取業者・第二種フロン類回収業者）**

都道府県	第 2 種 特 定 製 品		
	本庁問い合わせ先（担当課）		登録窓口
北 海 道	環境生活部環境室廃棄物対策課	011-231-4111 （内線24-327）	環境生活部環境室廃棄物対策課
青 森 県	環境生活部環境政策課環境保全グループ	017-722-1111 （内線3747）	環境生活部環境政策課環境保全グループ
岩 手 県	環境生活部環境保全課大気係	019-629-5359	各地方振興局保健福祉環境部
宮 城 県	環境生活部環境政策課	022-211-2661	環境生活部環境政策課
秋 田 県	生活環境文化部環境政策課大気班	018-860-1604	生活環境文化部環境政策課大気班
山 形 県	文化環境部環境政策推進室環境保護課	023-630-2338	文化環境部環境政策推進室環境保護課
福 島 県	生活環境部環境対策室大気・化学物質グループ	024-521-7261	生活環境部環境対策室大気・化学物質グループ 各地方振興局商工県民部（いわきを除く県下6ヶ所）
茨 城 県	生活環境部環境対策課	029-301-2961	生活環境部環境対策課
栃 木 県	生活環境部環境管理課	028-623-3191	生活環境部環境管理課
群 馬 県	環境生活部環境保全課	027-226-2833	環境生活部環境保全課
埼 玉 県	環境防災部青空再生課	048-830-3057 048-830-3058	中央環境管理事務所 西部環境管理事務所 西部環境管理事務所東松山支所 秩父環境管理事務所 北部環境管理事務所 東部環境管理事務所 東部環境管理事務所越谷支所
千 葉 県	環境生活部大気保全課大気監視システム室	043-223-3803	環境生活部大気保全課大気監視システム室
東 京 都	環境局環境改善部環境保安課	03-5388-3471 03-5321-1111 （内線42-436）	環境局環境改善部環境保安課
神奈川県	環境農政部大気水質課	045-210-4111	環境農政部大気水質課（特例関係） 横須賀・三浦地区行政センター環境部 県央地区行政センター環境部 湘南地区行政センター環境部 足柄上地区行政センター環境部 西湘地区行政センター環境部 津久井地区行政センター環境部
新 潟 県	県民生活・環境部環境企画課	025-280-5339	県民生活・環境部環境企画課
富 山 県	生活環境部環境政策課	076-444-8727	生活環境部環境政策課
石 川 県	環境安全部環境政策課	076-223-9167	環境安全部環境政策課 南加賀保健福祉センター 石川中央保健福祉センター 能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター
福 井 県	福祉環境部環境政策課	0776-20-0302	福井健康福祉センター、坂井健康福祉センター、 奥越健康福祉センター、丹南健康福祉センター、 二州健康福祉センター、若狭健康福祉センター
山 梨 県	森林環境部環境活動推進課	055-223-1506	森林環境部環境活動推進課
長 野 県	生活環境部公害課	026-232-0111 （内線2758） 026-235-7177	生活環境部公害課 長野県内各保健所
岐 阜 県	健康福祉環境部環境管理課	058-272-1111 （内線2693）	岐阜地域振興局、西濃地域振興局、西濃地域振興局揖斐事務所、 中濃地域振興局、中濃地域振興局武儀事務所、中濃地域振興局 郡上事務所、東濃地域振興局、東濃地域振興局恵那事務所、 飛騨地域振興局、飛騨地域振興局益田事務所

静 岡 県	環境森林部環境総室地球環境室地球環境スタッフ	0 5 4 - 2 2 1 - 3 6 6 4	環境森林部環境総室地球環境室地球環境スタッフ
愛 知 県	環境部大気環境課	0 5 2 - 9 6 1 - 2 1 1 1 (内線 3 0 3 3 , 3 0 3 4)	尾張事務所 海部事務所 知多事務所 西三河事務所 豊田加茂事務所 新城設楽事務所 東三河事務所
三 重 県	地球環境・生活環境チーム	0 5 9 - 2 2 4 - 2 3 8 2	各県民局生活環境部（県下 9 ヶ所）
滋 賀 県	琵琶湖環境部環境政策課大気担当	0 7 7 - 5 2 8 - 3 4 5 8	琵琶湖環境部環境政策課大気担当
京 都 府	企画環境部環境企画課地球環境対策推進室	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 0 8	京都府内保健所（京都市域を除く）
大 阪 府	環境農林水産部環境指導室化学物質対策課	0 6 - 6 9 4 1 - 0 3 5 1 (内線 3 8 6 4)	環境農林水産部環境指導室化学物質対策課
兵 庫 県	県民生活部環境局大気課	0 7 8 - 3 4 1 - 7 7 1 1 (内線 3 3 6 6、3 3 6 7)	阪神南県民局 環境課 阪神北県民局 環境課 東播磨県民局 環境課 北播磨連民局 環境課 中播磨県民局 環境課 西播磨県民局 環境課 但馬県民局 環境課 丹波県民局 環境課 淡路県民局 環境課
奈 良 県	生活環境部環境管理課大気係	0 7 4 2 - 2 2 - 1 1 0 1 (内線 3 3 9 8)	生活環境部環境管理課大気係
和歌山県	環境生活部環境管理課	0 7 3 - 4 4 1 - 2 6 8 3	和歌山市内：環境生活部環境管理課 和歌山市外：海南、岩出、高野口、湯浅、御防、田辺、新宮保健所及び新宮保健所古座支所
鳥 取 県	生活環境部環境政策課	0 8 5 7 - 2 6 - 7 2 0 6	鳥取保健所、鳥取保健所郡家支所、倉吉保健所、米子保健所、米子保健所根雨支所
島 根 県	環境生活部環境政策課	0 8 5 2 - 2 2 - 5 2 7 7	隠岐支庁健康福祉局環境衛生部環境保全課 隠岐支庁健康福祉局保険環境課（隠岐保健所黒木支所） 松江健康福祉センター環境衛生部環境保全課 木次健康福祉センター環境衛生部環境保全課 出雲健康福祉センター環境衛生部環境保全課 川本健康福祉センター環境衛生部環境保全課 浜田健康福祉センター環境衛生部環境保全課 益田健康福祉センター環境衛生部環境保全課
岡 山 県	生活環境部環境管理課	0 8 6 - 2 2 6 - 7 3 0 5	岡山地方振興局 県民環境課 東備地方振興局 県民環境課 倉敷地方振興局 県民環境課 井笠地方振興局 県民環境課 高梁地方振興局 県民環境課 阿新地方振興局 県民環境課 真庭地方振興局 県民環境課 勝英地方振興局 県民環境課
広 島 県	環境生活部環境局環境対策室	0 8 2 - 2 2 8 - 2 1 1 1 (内線 2 9 1 7)	広島地域事務所厚生環境局環境管理課 呉地域事務所厚生環境局環境管理課 芸北地域事務所厚生環境局環境管理課 東広島地域事務所厚生環境局環境管理課 尾山地域事務所厚生環境局環境管理課 福山地域事務所厚生環境局環境管理課 備北地域事務所厚生環境局環境管理課
山 口 県	環境生活部環境政策課環境保全室大気環境班	0 8 3 - 9 3 3 - 3 0 3 4	下関市内：下関市環境保全課 下関市外：各健康福祉センター
徳 島 県	県民環境部環境局循環型社会推進課	0 8 8 - 6 2 1 - 2 2 0 9	県民環境部環境局循環型社会推進課
香 川 県	環境部環境管理課	0 8 7 - 8 3 2 - 3 2 1 9	環境部環境管理課

愛 媛 県	県民環境部環境局環境政策課地球環境係	0 8 9 - 9 4 1 - 2 1 1 1 (内線 2 4 4 4)	愛媛県県民環境部環境局環境政策課 伊予三島保健所衛生環境課 新居浜保健所衛生環境課 西条中央保健所環境保全課 今治中央保健所環境保全課 松山中央保健所環境保全課 大洲保健所衛生環境課 八幡浜中央保健所環境保全課 宇和島中央保健所環境保全課
高 知 県	文化環境部環境保全課	0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 8 5	安芸保健所環境課 中央東保健所環境課 中央西保健所環境課 高幡保健所環境課 幡多保健所環境課
福 岡 県	環境部環境保全課	0 9 2 - 6 4 3 - 3 3 6 0	筑紫保健所環境課 粕屋保健所環境課 宗像保健所環境課 朝倉保健所環境課 糸島保健所環境課 遠賀保健所環境課 鞍手保健所環境課 嘉穂保健所環境課 田川保健所環境課 久留米保健所環境課 八女保健所環境課 山門保健所環境課 京築保健所環境課 大牟田市環境部環境保全課
佐 賀 県	環境生活局環境課環境管理班	0 9 5 2 - 2 5 - 7 7 7 4	環境生活局環境課及び各保健所

長 崎 県	県民生活環境部環境政策課	0 9 5 - 8 2 2 - 4 7 2 1	西彼保健所、県央保健所、県南保健所 県北保健所、五島保健所、上五島保健所 杵岐保健所、対馬保健所
熊 本 県	環境生活部環境保全課	0 9 6 - 3 8 3 - 1 1 1 1 (内線 7 3 3 7 , 7 3 3 8 , 7 3 3 9)	環境生活部環境保全課
大 分 県	生活環境部環境管理課大気保全担当	0 9 7 - 5 3 6 - 1 1 1 1 (内線 3 1 1 6)	生活環境部環境管理課大気保全担当 国東保健所 中央保健所 中央保健所日出支所 中央保健所大分群支所 臼杵保健所 佐伯保健所 三重保健所 竹田保健所 日田玖珠保健所 日田玖珠保健所玖珠支所 中津保健所 宇佐高田保健所宇佐保健部 宇佐高田保健所高田保健所
宮 崎 県	生活環境部環境政策課	0 9 8 5 - 2 6 - 7 0 8 5	生活環境部環境政策課
鹿児島県	環境生活部環境政策課	0 9 9 - 2 8 6 - 2 5 8 7	環境生活部環境政策課
沖 縄 県	文化環境部環境保全課	0 9 8 - 8 6 6 - 2 2 3 6	北部福祉保健所、中部福祉保健所、中央保健所 南部福祉保健所、宮古福祉保健所、八重山福祉保健所
政令市	第 2 種 特 定 製 品		
	本庁問い合わせ先（担当課）		登録窓口
札 幌 市	環境局環境計画部環境活動推進課	0 1 1 - 2 1 1 - 2 8 7 7	環境局環境計画部環境活動推進課
仙 台 市	環境局環境部環境都市推進課	0 2 2 - 2 1 4 - 0 0 0 7	環境局環境部環境都市推進課
千 葉 市	環境局環境保全部大気保全課自動車公害対策室	0 4 3 - 2 4 5 - 5 1 9 0	環境局環境保全部大気保全課自動車公害対策室
横 浜 市	環境保全部大気騒音課	0 4 5 - 6 7 1 - 2 4 8 7	環境保全部大気騒音課
川 崎 市	環境局総務部環境調整課	0 4 4 - 2 0 0 - 2 3 8 7	環境局総務部環境調整課
名古屋市	環境局公害対策部公害対策課	0 5 2 - 9 7 2 - 2 6 7 4	環境局公害対策部公害対策課
京 都 市	環境局環境企画部地球環境政策課	0 7 5 - 2 2 2 - 3 4 5 2	環境局環境企画部地球環境政策課
大 阪 市	都市環境局環境部地球環境課	0 6 - 6 6 1 5 - 7 6 3 9	都市環境局環境部地球環境課
神 戸 市	環境局地球環境課	0 7 8 - 3 2 2 - 6 4 2 7	環境局地球環境課
広 島 市	環境局環境保全課	0 8 2 - 5 0 4 - 2 6 9 2	環境局環境保全課
福岡市	環境局指導部環境保全課	0 9 2 - 7 3 3 - 5 3 8 6	環境局指導部環境保全課
北九州市	環境局環境保全部環境管理課	0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 3 8	環境局環境保全部環境管理課

4. 残存フロン類の確認方法

フロン回収破壊法第25条第2項第3号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■ エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

☐ 装着



フロン類が含まれていると判断する

☐ 非装着



フロン類は含まれていないと判断する

■ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



（装着）

☐ コンデンサが破損（穴や裂傷）していない

☐ エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない



フロン類が含まれていると判断する



☐ 破損している

☐ 破損している



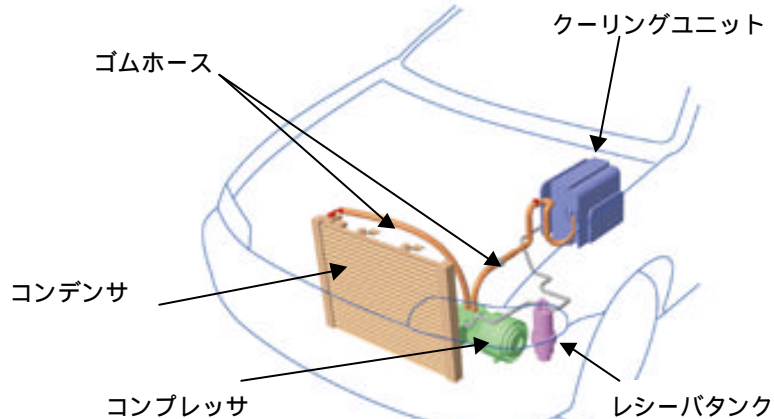
フロン類は含まれていないと判断する

■ 必要に応じて、以下により確認

☐ 使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

☐ 実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

< エアコンシステム装着例 >



５．法第２７条第１項各号（第二種特定製品引取業者の場合）又は法第３１条第１項各号（第二種フロン類回収業者の場合）に該当しない者であることを誓約した旨の書面の例

誓 約 書

登録申請者及びその役員は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第２７（３１）条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者 印

知 事（市長） 殿

6 . 都道府県等による第二種特定製品引取業者登録通知書の例

第二種特定製品引取業者登録通知書

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（第26条第2項 / 第28条において準用する同法第12条第2項 / 第28条において準用する同法第13条第2項）の規定により、（第二種特定製品引取業者として登録した / 登録の更新を行った / 登録の変更を行った）ことを通知する。

都道府県知事（市長） 印

登録番号
登録年月日
有効期間満了年月日

7. 第二種フロン類回収業者登録申請書の記載要領

(申請書表面)

様式第4の4(第12条の5関係)
(表面)

第二種フロン類回収業者登録申請書

新規は未記入。更新時に「登録番号」と「登録年月日」を記入する。

登録番号

登録年月日

平成14年 4月 1日

申請する
日を記入

〇〇県知事 ■ ■ 殿

(郵便番号) 100-0001
住所 県製造市破壊8-9-10
氏名 株式会社 回収促進
代表取締役 促進 次郎 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (999) 888-7777

第二種フロン類回収業を行う者の氏名(個人)又は名称(法人)を記入。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項(第33条第1項において準用する同法第12条第2項)の規定により、必要な書類を添えて第二種フロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名称	株式会社 回収促進 愛宕山事業所
所在地	(郵便番号) 222-2322 〇〇県愛宕山市促進3-2-1 電話番号 (666) 555-4444

回収しようとするフロン類の種類	
CFC	○
HFC	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	3 台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台

該当する欄に全て○を付ける。
記入例は、CFCが充てんされているカーエアコンからフロン類を回収する場合。

所有あるいは利用可能な回収設備について、設備の種類ごとにその能力に応じて、台数を記入。

(申請書裏面)

様式第4の4
(裏面)

備考1 印の欄は、更新の場合に記入すること。

2 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

注：複数の事業所をまとめて申請する場合の申請方法については、【 8 参照】によってください。

8 . 回収業を行う複数の事業所をまとめて申請する場合の申請方法

第二種フロン類回収業を行う場合、事業所毎にその所在地を管轄する都道府県知事等に登録申請する必要があります。

ただし、複数の事業所をまとめて申請する場合には、事業所毎の申請書その他、以下の書類を添付してください。

- ・住民票等の写し（個人）又は登記簿謄本（法人） 一通
- ・欠格要件に該当しないことを説明する書類（誓約書） 一通
- ・フロン類回収設備の所有権（使用する権原）を証する書類、フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類については、申請に係る事業所毎に必要。

申請書 1 枚目

様式第4の4（第12条の5関係）
（表面）

第二種フロン類回収業者登録申請書
登録の更新

登録番号	
登録年月日	

平成14年 4月 1日

〇〇県知事 ■■■ 殿

(郵便番号) 100-0001
住 所 県製造市破壊8-9-10
氏 名 株式会社 回収促進
代表取締役 促進 次郎 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (999) 888-7777

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項
(第33条第1項において準用する同法第12条第2項)の規定により、必要な書類を添
えて第二種フロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社回収促進 愛宕山事業所
所在地	(郵便番号) 222-2322 〇〇県愛宕山市促進3-2-1 電話番号(666)555-4444
回収しようとするフロン類の種類	
CFC	〇
HFC	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数	
設備の種類	能 力
	200g/min未満 200g/min以上
CFC用	3 台 台
HFC用	台 台
CFC、HFC兼用	台 台

一枚目は、記載要領に従い全て記入。

申請書 2 枚目以降

様式第4の4（第12条の5関係）
（表面）

第二種フロン類回収業者登録申請書
登録の更新

登録番号	
登録年月日	

平成14年 4月 1日

〇〇県知事 ■■■ 殿

(郵便番号) 100-0001
住 所 県製造市破壊8-9-10
氏 名 株式会社 回収促進
代表取締役 促進 次郎 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (999) 888-7777

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項
(第33条第1項において準用する同法第12条第2項)の規定により、必要な書類を添
えて第二種フロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社回収促進 赤坂事業所
所在地	(郵便番号) 222-5555 〇〇県赤坂市普及3-3-3 電話番号(666)444-1111
回収しようとするフロン類の種類	
CFC	〇
HFC	〇
フロン類回収設備の種類、能力及び台数	
設備の種類	能 力
	200g/min未満 200g/min以上
CFC用	3 台 台
HFC用	3 台 台
CFC、HFC兼用	3 台 台

二枚目以降も、記載要領に従い全て記入する。

9. フロン類回収装置の種類及び能力一覧表<平成14年6月>

登録申請等の際に必要な「回収設備の種類」と「能力を示す書類」を作成する場合の参考としてまとめたものです。

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒 フロン類の種類			回 収 能 力			通産省検 定又は自 己認証品	備 考 (回収できるフロン類の冷 媒番号)
		CFC	HCFC	HFC	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
(株)アイハラ	AFC - 04	○	○			○		○ *	12, 22, 502
	AFC - 04	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 407, 410, 404, 500, 502
	AFC - 04	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 407, 410, 404, 500, 502
アキツ精機 (株)	IHA - R12	○				○		○	12
	IHA - R134a			○		○		○	134a
	IHA - R22		○			○		○	22
	IHA - R500	○				○		○	500
	IHA - R502	○				○		○	502
	IHA - R12M	○				○		○	12
	IHA - R134aM			○		○		○	134a
	IHA - R22M		○			○		○	22
	IHA - R502M	○				○		○	502
アサダ(株)	IHA - R22B		○				○	○	22
	4000J	○	○	○		○		○ *	12, 22, 134a
	4000J	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 407, 410
	R50	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 407, 410
	R60	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 407, 410
	R60S	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 407, 410
	R120W	○	○	○			○	○	12, 22, 134a, 407, 410
	R11	○	○				○	○	11, 113, 123
インフィコン (株)エスコ	RS13	○		○		○		○	13, 23, 503, 508A
	EMRT-41	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 407, 410
(株)エスコ	EA100A A	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 404, 407, 410, 500, 502
	E A100A B	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 404, 407, 410, 500, 502
	E A100C A - 22	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 500, 502
	E A100C A - 400	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 407, 410
荏原テクノ サーブ(株)	Y-FRU(標準型)	○	○				○	○	11, 113, 123
	Y-FRU(業務型)	○	○				○	○	11, 113, 123
奥田工機(株)	RGC - 101	○			○			○ *	12
	RGC - 102	○			○			○ *	12
	RGC - 103	○		○	○			○ *	12, 134a
	FRS - 42 - 1	○		○		○		○ *	12, 134a, 114
	RGC - 104	○		○	○			○	12, 134a
	RGC - 105	○		○	○			○	12, 134a
	RGC - 105M	○		○	○			○	12, 134a
オーム電気	RHS650A			○	○			○ *	134a
	RHS650B	○			○			○ *	12
	RHS650DA			○	○			○ *	134a
	RHS650DB	○			○			○ *	12
	TX - 200	○	○	○	○			○ *	12, 22, 134a, 502
カルソニック カンセイ(株)	C - 01RE - A	○			○			○ *	12
	C - 01RE - B	○			○			○ *	12
	NA - 21	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 500, 502
	NA-1	○	○	○		○		○	12, 22, 134a, 404, 407, 500, 502
環境システム	RC - 223	○	○	○		○		○ *	12, 22, 134a, 114, 502
	RC-123C	○	○				○	○	11, 113, 123

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒 フロン類の種類			回 収 能 力			通産省検 定又は自 己認証品	備 考 (回収できるフロン類の 冷媒番号)
		CFC	HCFC	HFC	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
五洋電気	GYR - 12A	○				○		○ *	12
	GYR - 22A	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	GYR - 12S	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	GYR - 22S	○	○	○		○		○	12. 22. 404A. 407C. 410A
コーパック (タカヤマ設備)	KPK - 01A	○	○		○			○ *	12. 22
	KPK - 02B	○	○			○		○ *	12. 22
	KPK - 02Y	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	KPK - 02E	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	PROMAXRP5410	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 500. 502, 407, 410
	IRS - 9000	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410
	PROMXPP5000	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 500. 502
三協自工	MRC300	○			○			○ *	12
三洋電機(株)	SRU-400R	○	○			○		○ *	12. 22. 500. 502
	SFR-3300	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
正栄電機	CT - 1	○	○		○			○ *	12. 22. 502
EGアプライアンス	01636	○	○		○			○ *	12. 22. 500. 502
ジャテック(株)	12134B	○		○		○		○	12. 134a.
	17100	○				○		○	12
	17350	○				○		○ *	12
	17350C	○				○		○ *	12
	17400	○				○		○ *	12
	17500	○	○			○		○	12. 22. 500. 502
	17500B	○	○			○		○ *	12. 22. 500. 502
	17505J	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	17620J	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	17650J	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 502
	17660B	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	25152	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	25152A	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	25152B	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 404. 407. 410 500. 502
	25200A	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	25200B	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 404. 407. 410 500. 502
	25177	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 404. 407. 410 500. 502
	25202B	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 404. 407. 410 500. 502
	34400			○		○		○ *	134a
	34700			○		○		○ *	134a
	34700 - 2K			○		○		○	134a
	34800 - 2K	○		○		○		○	12. 134a
	ACR5J	○		○		○		○ *	12. 134a
	ACR - 6012	○				○		○ *	12
	ACR - 6134			○		○		○ *	134a
(株)セクセル ヴァレオクライメー トコントロール	ZRR07-10A	○				○		○ *	12
	ZRR02-11A	○				○		○ *	12
	ZRR07-12A	○				○		○ *	12
	ZRR07-10A1	○				○		○ *	12
	ZRR07-12B	○				○		○ *	12
	ZRR21-20A			○		○		○ *	134a

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒 フロン類の種類			回 収 能 力			通産省検 定又は自 己認証品	備 考 (回収できるフロン類の 冷媒番号)
		CFC	HCFC	HFC	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
(株)セ'クセル	ZRR21-20A・30A			○		○			134a
コールドシステムズ	1070XI	○		○		○		○	12. 134a
ダイキン工業(株)	PV04A	○	○			○		○ *	12. 22. 502
	CFK - H3J	○				○		○ *	12
大昭和産業	O1090			○		○		○ *	134a
タスコジャパン (株)	TA110R	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410
	TA110A	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410
	TA110B	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410
	TA110C	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 407. 410
中京EG	F - 40	○	○			○		○ *	12. 22. 502
中国冷空工	CFR - 125L	○	○			○		○ *	12. 22. 502
	CFR - 125L	○	○			○		○ *	12. 22. 502
デンゲン(株)	CS - RF100	○			○			○ *	12
	CS - RF100Y	○		○	○			○	12. 134a
	CS - RF134Y	○		○	○			○	12. 134a
	CS - RF50YD	○		○		○		○	12. 134a
	CS - RF80YD	○		○		○		○	12. 134a
	CS - RF55YD	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410. 502
	CS - RF85YD	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410. 502
	CS - RF500YD	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410. 502
	CS - RF210	○		○		○		○	12. 134a
	CS - RF210SX	○		○		○		○	12. 134a
	CS-RF550	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 407. 410. 502
(株)デンソー (日本電装(株))	ESR - 10AC	○			○			○ *	12
	ESR - 10ACR	○			○			○ *	12
	ESR - 20ACR	○		○	○			○ *	12. 134a
東芝キャリア EG(株)	FR - PM182	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410
	FR - PM201	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410
	FR - FM1001	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 407. 410
トキメック	FK - 1	○			○			○ *	12
	FK - 2	○			○			○ *	12
東洋キャリア	12RA001100-21	○	○			○		○ *	12. 22. 500. 502
(株)東洋インター プライズ	T10128	○		○		○		○	12. 134a
桃陽電線	MINI - R	○	○	○	○			○	12. 22. 134a. 500. 502
	GOLDEN-NAGGET	○	○	○	○			○	12. 22. 134a. 407. 410
(株)中島自動 車電装	NA - 601	○					○	○ *	12
	NA - 610	○	○				○	○ *	12. 22
	NA - 810	○	○				○	○ *	12. 22. 502
	NA - 811	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 502, 500
	NA - 710	○	○				○	○ *	12. 22. 502
	NA - 711	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 502, 500
	NA - 600	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 502, 500
	NA - 400	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 502, 500
	NA - 1100	○	○	○			○	○ *	12. 22. 134a. 500. 502
	NA - 1100S	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 500. 502
	NA - 730	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 500. 502
	NA - 730S	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 500. 502
	NA - 740	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 407. 410. 404 500. 502
	NA - 740S	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 407. 410. 404 500. 502

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒 フロン類の種類			回 収 能 力			通産省検 定又は自 己認証品	備 考 (回収できるフロン類の 冷媒番号)
		CFC	HCFC	HFC	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
(株)中島自動車電装	NA - 750S	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 407. 410. 404 500. 502
	NA - 1000W	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 500. 502
	NYR - 600NA	○	○	○			○	○	12. 22. 134a. 500. 502
	CAL - 400	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 502. 500
	NRU - 21	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 500. 502
	NA - 21	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 500. 502
	NA-1	○	○	○	○			○	12. 22. 134a. 407. 404 500. 502
	NA-22MHC	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 500. 502
日石三菱(株)	ACR5J b	○		○		○		○	12. 134a
	ACR5	○		○		○		○	12. 134a
	ACR-NMO201	○	○	○		○		○	12, 134a, 22, 502, 404, 407 410, 507
ハマ冷機	EJ-R753A	○	○			○		○ *	12. 22. 502
(株)日立空調システム	SE-20RU	○	○			○		○ *	12. 22. 500. 502
	SE-21RU	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500. 502
(株)日立製作所	SRP - 02	○					○	○	11
	SPC - 03	○					○	○	11
	YF - 01S	○					○	○	11
日立カーエレクトロニクス	HR-2000	○			○			○ *	12
	HR-5000	○			○			○ *	12
文化貿易工業(株)	CR500J	○	○	○	○			○	12. 22. 134a. 407. 410
	CR600J	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410
	RM - 14000	○	○	○	○			○	12. 22. 134a. 407. 410
	AR - 200J			○		○		○	134a
	AR - 212TRJ	○				○		○	12
	AR - 400J	○				○		○	12
ホーザン(株)	HA - 1000	○	○	○	○			○	12. 134a. 22. 502. 407. 410
松下電器産業(株)	CFR - 1020R	○				○		○ *	12
	CFR - 2020S	○	○			○		○ *	12. 22
	CFR - 1020S	○	○			○		○ *	12. 22
松下エアコンエンジニアリング	HS-BF410A	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407. 410
三笠サービス	R300 - MH	○			○			○ *	12
マツダ産業	MFR - 920	○			○			○ *	12
	MFR - 930	○			○			○ *	12
	MFR - 925	○			○			○ *	12
	MFR - 240	○	○			○		○ *	22. 502
	MFR - 940	○			○			○ *	12
	MFR - 410			○	○			○ *	134a
	MFR - 921	○			○			○ *	12
	MFR - 420	○		○	○			○	12. 134a
三菱重工業(株)	URR102	○		○		○		○ *	12.134a
	URR103	○		○		○		○ *	12.134a
	URR103A	○		○		○		○ *	12.134a
	URR103B	○		○		○		○ *	12.134a
	URR120	○		○			○	○ *	12.134a
三菱重工冷熱機材(株)	MOR751	○	○	○			○	○ *	12. 22. 134a. 500, 502 (404A, 407C, 507A)
	MOR400	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a. 500, 502 (404A, 407C, 507A)

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒 フロン類の種類			回 収 能 力			通産省検 定又は自 己認証品	備 考 (回収できるフロン類の 冷媒番号)
		CFC	HCFC	HFC	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
三菱重工 冷熱機材(株)	MOR405J	○	○	○		○		○	12. 22. 134a . 500. 502 404A, 407C, 507A
	MOR405JH	○	○	○		○		○	12. 22. 134a . 500. 502 404A, 407C, 410A, 507A
	MOR405JHX	○	○	○		○		○	12. 22. 134a . 500. 502 404A, 407C, 410A, 507A
	R P5410	○	○	○		○		○	12. 22. 134a . 502 404A, 407C, 410A
	MOR4000J	○	○	○		○		○ *	12. 22. 134a . 500. 502
	MOR4000J	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 500, 502 404A, 407C, 410A, 507A
三菱電機イン ジニアリング(株)	FR-06A	○	○	○	○			○	12. 22. 134a . 500. 502
	FR-06B	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 404, 410
	FR-07A	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 404, 407, 410
	FRJ-07A	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 404, 407, 410
	FR-20A	○	○	○			○	○ *	12. 22. 134a . 114. 502
三菱電機ビル テクノサービス(株)	MRK-06A	○	○	○	○			○ *	12. 22. 134a . 500. 502
	MRK-20A	○	○	○			○	○ *	12. 22. 134a . 114. 502
	MRK-50A	○	○				○	○ *	12. 22. 502
ヤマダコーポ レーション(株)	RRS-20	○		○		○		○	12. 134a
	RCS-20	○		○		○		○	12. 134a
	PFR-10	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407, 410.
ユニクラ	セルコン8000	○				○		○ *	12
	セルコン1000AB	○				○		○ *	12
(株)ロテックス	RP-5000	○	○	○		○		○	12. 22. 134a . 500. 502
	RP-5410	○	○	○		○		○	12. 22. 134a. 407, 410
渡商会	ガスバック12V1	○			○			○ *	12

自己認証品は○

通産省検定は○ *

(通産省の検定制度については、平成9年4月に既に廃止されており、それ以降製造された回収装置(低圧ガス用を除く)は全て自己認証品となっています。)

10. 登録審査評価事例

第二種フロン回収業者の登録申請の際には以下の事項を評価することとなっています。

ア. フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。

< 事 例 >

基準を満たす例

様式第4の4（第12条の5関係）
(表面)

第二種フロン回収業者登録申請書

登録番号

登録年月日

平成14年 4月 1日

〇〇県知事 ■ ■ 殿

(郵便番号) 100-0001
住 所 東京都品川区 8-9-10
氏 名 株式会社 回収促進
代表取締役 促進 次郎 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (999) 888-7777

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項
(第33条第1項において準用する同法第12条第2項)の規定により、必要な書類を添
えて第二種フロン回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称	株式会社回収促進 愛宕山事業所		
所在地	(郵便番号) 222-2322 〇〇県愛宕山市促進3-2-1 電話番号(666)555-4444		
回収しようとするフロン類の種類			
CFC		→ 〇	
HFC			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類		能 力	
		200g/min未満	200g/min以上
CFC用		→ 3 台	台
HFC用		台	台
CFC、HFC兼用		台	台

回収しようとするフロン類「CFC」とフ
ロン類回収設備の種類「CFC用」が一致
している。

基準を満たさない例

様式第4の4（第12条の5関係）
(表面)

第二種フロン回収業者登録申請書

登録番号

登録年月日

平成14年 4月 1日

〇〇県知事 ■ ■ 殿

(郵便番号) 101-4401
住 所 東京都品川区 6-6-10
氏 名 排出抑制 株式会社
代表取締役 若 太郎 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号(567)448-1117

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項
(第33条第1項において準用する同法第12条第2項)の規定により、必要な書類を添
えて第二種フロン回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称	排出抑制株式会社 大塚事業所		
所在地	(郵便番号) 888-3434 〇〇県大塚市田端4-4-4 電話番号(343)564-0202		
回収しようとするフロン類の種類			
CFC		→ 〇	
HFC			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類		能 力	
		200g/min未満	200g/min以上
CFC用		台	台
HFC用		→ 3 台	台
CFC、HFC兼用		台	台

回収しようとするフロン類の
種類と回収設備の種類が一致
していない。

1 1 . 都道府県等による第二種フロン類回収業者登録通知書の例

第二種フロン類回収業者登録通知書

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（第 3 0 条第 2 項 / 第 3 3 条第 1 項において準用する同法第 1 2 条第 2 項 / 第 3 3 条第 1 項において準用する同法第 1 3 条第 2 項）の規定により、（第二種フロン類回収業者として登録した / 登録の更新を行った / 登録の変更を行った）ことを通知する。

都道府県知事（市長） 印

登録番号

登録年月日

有効期間満了年月日

2 - 1 . 第二種フロン類回収業者の記録参考様式 [記入例 (ボンベ (パレット) 単位で記録する場合)

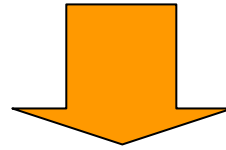
第二種特定製品に関する C F C / H F C 回収・処理等記録表
 フロン類の種類別に記録が必要

【ボンベ番号又はパレット番号： × × × × × × × 】

年月日	事業所名	住 所	回収に係る第二種特定製品の		自ら再利用した量 (kg)		自動車製造業者等 に引き渡した量 (破壊依頼量) (kg) < A - (B + C) >
			台数	回収した量 (kg) < A >	自ら利用した 量 < B >	再利用者に譲渡 した量 < C >	
#####	〇〇(株)□□引取業	〇〇市1-1-1	10	}			
#####	(有) □□引取業	××市1-2-3	15				
#####	(株) 引取業	〇×市2-4-6	5				
#####	〇 引取(株)	〇 市2-3-4	20	7			
H14.12.1	破壊処理(株)	市7-6-5					18
#####	〇 (株)□□引取業	〇×市1-3-5	10	3			
H15.1.10	〇〇(株)□□引取業	〇〇市1-1-1	20	7			
H15.1.20	(有) □□引取業	××市1-2-3	19	7			
H15.1.21					1		
H15.1.23	〇×フロン化学(株)	〇〇市1-2-1				16	

*** 再利用に係る自動車フロン類管理書についても適切に保存をしてください***

記録は5年間保存



[集 計 例]

【CFC/HFC】

ポンベ（パレット）番号	回収に係る第二種特定製品の		自ら再利用した量（kg）		自動車製造業者等 に引き渡した量 （破壊依頼量）（kg）	保管量（kg）
	台数	回収した量（kg）	自ら利用した量	再利用者に 譲渡した量		
× × × × × × ×	50	18			18	
	51	19			19	
○ ○ ○ × × × ×	55	18	1	17		
○ ○ ○ ○	20	8				
計	176	63	1	17	37	8

（年後終了後の報告事項となります）

12-2. 第二種フロン類回収業者の記録事項と記録方法 〔管理書等の保存により簡略する場合〕

A. 自ら再利用（自ら利用又は譲渡）したフロン類がない場合

必要なデータ

- ア フロン類を回収した年月日
- イ 引取業者の氏名又は名称
- ウ 回収に係るカーエアコンの台数
- エ 回収したフロン類の量
- オ 自動車製造業者等（実務上は破壊業者）に引き渡した年月日
- カ 引渡先の氏名又は名称
- キ 引き渡したフロン類の量

記録の方法

次の2つの書類を事業所に保存することによって「記録」とみなす。

- ア・イ・オ・カについて → 自動車フロン類管理書の写し
- ウ・エ・キについて → 引取量通知書（「自動車フロン引取・破壊システム」に加入することにより、（財）自動車リサイクル促進センターから通知される「引取量通知書」）

B. 自ら再利用（自ら利用又は譲渡）したフロン類がある場合

〔1〕破壊処理分の記録の方法

上記Aと同様（ア～キ→自動車フロン類管理書の写し＋引取量通知書の保存）

〔2〕再利用分の記録の方法

必要なデータ

- ア フロン類を回収した年月日
- イ 引取業者の氏名又は名称
- ウ 回収に係るカーエアコンの台数
- エ 回収したフロン類の量
- ク 回収したフロン類を自ら利用した年月日
- ケ 自ら利用した量
- コ 回収したフロン類を「譲渡」した年月日
- サ 「譲渡」先の氏名又は名称及び住所
- シ 「譲渡」した量

記録の方法

次の書類を事業所に保存することによって「記録」とみなす。

- ア・イ・ウについて → 再利用分の自動車フロン類管理書の写し
- エ・ク・ケ・コ・サ・シについて
「再利用に関する記録（参考様式）」に従った記録を作成することが必要。
エについては「再利用専用ボンベに回収した量」を記入するとともに、ク～シについてのデータを記入すること。

再利用に関する記録（参考様式）

【CFC/HFC（種類別に）】

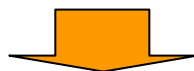
年月日	再利用専用 ポンペに回収 した量(kg)	自ら再利用した量		譲渡先の事業所名	住 所
		自ら利用した 量(kg)	再利用者に譲渡 した量 (kg)		
H14.10.1	10				
H14.10.10	10				
H14.10.12		1			
H14.10.13		2			
H14.11.20			17	○×フロン化学(株)	○×市2-4-6

（回収した量を記録すること）

（再利用分の管理書に、フロン類を回収した年月日を記載して保存すること）

（回収、再利用した量は、回収又は再利用の前と後にポンペの重量を測定して算出した量を記録する）

< 注意 > 簡略方式は、「引取量通知書」にポンペやパレット毎の引取量等が記載されるので、引取量通知書又はそのコピーを各回収事業所において保存することにより、回収量の記録が保存されているとみなすものです。ただし、複数の回収事業所のポンペ（大型ポンペ又は１リットルポンペ）を発送拠点に集約して発送する場合は、引取量通知書に記載されている引取量を各事業所毎に振り分ける作業を発送拠点において行ってください。（引取量通知書への記載例は、「自動車フロン引取・破壊システム」運用マニュアルを参照のこと。）



年度終了後の報告の際には、下表を参考に報告事項の集計を行ってください。

知事（市長）への報告事項	集計の方法	
	A．自ら再利用したフロン類がない場合	B．自ら再利用したフロン類がある場合
回収に係る第２種特定製品（カーエアコン）の台数<台>	(1) 引取量通知書の引取明細欄にある「管理書の枚数」の月毎の合計数	(1) + 再利用分の管理書の枚数の合計数
回収した量<kg>	(2) 引取量通知書の引取明細欄にある「引取量」の月毎の合計量	(2) + 参考様式「再利用専用ポンペに回収した量」の合計量
自動車製造業者等に引き渡した量（破壊依頼量）<kg>	(3) 引取量通知書の引取明細欄にある「引取量」の月毎の合計量	(3) 引取量通知書の引取明細欄にある「引取量」の月毎の合計量
自ら再利用した量<kg>	0	参考様式の「自ら再利用した量」の合計量
３月３１日現在で保管していた量<kg>	(4) ３月３１日現在で自動車製造業者等に引き渡していないフロン類がある場合には、その量を計量する	(4) ３月３１日現在で自動車製造業者等及び再利用者に引き渡していないフロン類がある場合には、その量を計量する

13. 第二種フロン回収業者のフロン回収量等に関する報告書の作成要領

< 報告先が同じ県等の場合に、複数の事業所の報告書を本社がまとめて提出するような場合 >

様式第4の6に従って、本社が各事業所ごとの報告内容を集計したものを1枚目に、各事業所ごとの内訳を2枚目以降に添えて提出して下さい。

報告書 1 枚目

報告書 2 枚目以降

様式第4の6（第12条の11関係）
第二種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書

年 月 日

〇〇県知事 ■ ■ 殿
(市長)

(郵便番号) 100-0001
住 所 県製造市破壊8-9-10
氏 名 株式会社 回収促進
代表取締役 促進 次郎 印
電話番号 (999) 888-7777

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第1項及び同条第2項において準用する同法第22条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録番号	事業所の名称及び所在地
(別紙)	(別紙)
C F C	
C F Cを回収した第二種特定製品の台数	台
回収した量	kg
自動車製造業者等に引き渡した量	kg
自ら再利用した量	kg
前年度の3月31日現在で保管していた量	kg
H F C	
H F Cを回収した第二種特定製品の台数	台
回収した量	kg
自動車製造業者等に引き渡した量	kg
自ら再利用した量	kg
前年度の3月31日現在で保管していた量	kg

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

登録番号	事業所の名称及び所在地
A - 1 1 1 1	株式会社回収促進 愛宕山事業所 〒222-2322 愛宕山市促進3-2-1
C F C	
C F Cを回収した第二種特定製品の台数	台
回収した量	kg
自動車製造業者等に引き渡した量	kg
自ら再利用した量	kg
前年度の3月31日現在で保管していた量	kg
H F C	
H F Cを回収した第二種特定製品の台数	台
回収した量	kg
自動車製造業者等に引き渡した量	kg
自ら再利用した量	kg
前年度の3月31日現在で保管していた量	kg

登録番号	事業所の名称及び所在地
A - 2 2 2 2	株式会社回収促進 赤坂事業所 〒222-5555 赤坂市普及3-3-3
C F C	
C F Cを回収した第二種特定製品の台数	台
回収した量	kg
自動車製造業者等に引き渡した量	kg
自ら再利用した量	kg
前年度の3月31日現在で保管していた量	kg
H F C	
H F Cを回収した第二種特定製品の台数	台
回収した量	kg
自動車製造業者等に引き渡した量	kg
自ら再利用した量	kg
前年度の3月31日現在で保管していた量	kg

報告に係る各事業所の集計値を記載してください。

各事業所ごとに登録番号、名称・所在地、報告事項を記載して下さい。（様式第4の6の上記該当個所のみを各事業所ごとに記入して添付することも可。）

14．第二種特定製品からのフロン類の回収等に関する質疑応答集

1．フロン回収破壊法全般について

(Q1) なぜ、この法律ができたのですか。高圧ガス保安法による規制で十分ではないのですか。

(A1)

この法令は、オゾン層の保護と地球温暖化の防止のために、フロン類の回収を促進させようという観点から制定されました。高圧ガスによる災害防止のための高圧ガス保安法とは法律の目的が異なります。

(Q2) なぜ、第一種と第二種の施行時期が異なるのですか。

(A2)

第二種特定製品の場合には、新たな費用徴収等のスキームの整備のために準備期間が必要であることなどから、第一種特定製品より遅く施行することとなりました。

(Q3) 使用済自動車やフロン類の引渡し先が、登録事業者かどうかの確認はどのようにすれば良いのでしょうか。

(A3)

都道府県等に備えてあります事業者の登録簿や、県等から事業者へ通知された登録通知書で確認をしてください。なお、無登録の事業者へ引き渡した場合には違法となります。

(Q4) 無登録で事業を行った場合、その事業者にはどのような罰則が適用されますか。

(A4)

施行日(平成14年10月1日)以降、登録を受けずに使用済自動車に係る第二種特定製品の引取りやフロン類の回収を行った場合、その事業者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

2．製品区分について

(Q1) 冷蔵冷凍車の運転席用のエアコン及び架装部専用のエアコンは対象ですか。

(A1)

架装部分の冷凍空調機器は第一種特定製品、運転席のエアコンは第二種特定製品となります。したがって、運転席及び架装部分の両方からフロン類の回収を行う場合には、第一種フロン類回収業者、第二種フロン類回収業者の両方の登録が必要です。

(Q 2) 冷蔵冷凍車の運転席部分と架装部分の冷却を一つのコンプレッサーで行う方式の場合、第一種特定製品か第二種特定製品のどちらに該当しますか。

(A 2)

第二種特定製品として扱うものとします。この場合には、Q 1 の場合と違い第二種フロン類回収業者の登録を受けていればフロン類の回収を行うことができます。

3 . 事業者の登録について

(Q 1) 登録は事業所の所在地ごとであるが、本社所在地の自治体に支店(事業所)を含めた一括登録はできないのですか。

(A 1)

登録は事業所単位で行うこととなります。ただし、同一都道府県等内に複数の事業所が有る場合には、これをまとめて申請することができますので、登録先となる都道府県(又は政令指定都市)にお問い合わせ下さい。

(Q 2) ユーザーから自動車の廃棄の申し出を受けた A 自動車販売業者が中古車として B 事業者に売却したものの買い手がつかなかったため、使用済自動車として解体業者に引渡した場合、誰が廃棄者及び引取業者になるのですか。

(A 2)

最終的に B が自動車の廃棄を決定したことになるので、B が廃棄者になります。B は自らが第二種特定製品引取業者の登録をしていなければ、引取業者に車体を引き渡さなければなりません。

(Q 3) 第一種回収業者の登録を受ければ、第二種特定製品の回収もできますか。

(A 3)

第一種特定製品と第二種特定製品の双方を扱う場合は、両方の登録が必要になります。特にトラック等の冷蔵・冷凍機や特殊自動車等のエアコンを扱う事

業者は、注意が必要です。

（ Q 4 ）整備時にフロン類を回収する場合、登録をする必要がありますか。

（ A 4 ）

整備の際にのみフロン類の回収を行うのであれば、回収業者としての登録の必要はありません。ただし、回収基準、運搬基準等を遵守する義務があります。

（ Q 5 ）使用済自動車からフロン類を回収して、再利用業者に販売ししない場合も回収業者としての登録が必要ですか。

（ A 5 ）

登録が必要です。なお、再利用業者に引き渡す場合は、有償又は無償に限られており、逆有償（回収業者が金銭等を支払って引き取ってもらう場合）は認められません。

（ Q 6 ）ユーザーから直接廃棄依頼を受け、自らフロン類を回収し、解体処理する場合、第二種特定製品引取業者と第二種フロン類回収業者の両方の登録が必要ですか。

（ A 6 ）

両方の登録が必要です。

（ Q 7 ）回収作業を実施する可能性のある県に全部登録しなければなりませんか。

（ A 7 ）

必要ありません。回収作業を実施する事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録のみで結構です。なお、自らの事業所ではなく、出向き先で継続的に回収を行う場合は、その場所を事業所として登録することとなります。

（ Q 8 ）回収業者は産廃業の許可を受けないといけませんか。

（ A 8 ）

フロン回収破壊法上、産廃業の許可は、フロン類回収業者の登録要件ではありません。ただし、廃掃法の適用を受ける場合には、別途これを遵守することは当然です。

(Q 9) 取り扱うフロン類の種類は 1 種類でも回収業の登録はできますか。

(A 9)

登録は可能です。ただし、登録をしていない種類のフロン類を回収することはできません。

4 . フロン類回収設備について

(Q 1) 回収機の自己認証品とは何ですか。

(A 1)

高圧ガス保安法上の技術基準遵守 (使用者の自己認証) によって、高圧ガス保安法の許可が不要となったものです。

(Q 2) 自家製の回収機でもいいですか。

(A 2)

自作機であっても、フロン回収破壊法の基準を満たせば登録可能です。なお、高圧ガス保安法を遵守することは当然の前提です。

5 . 登録の変更等について

(Q 1) 会社の合併等の場合、承継に係る手続きはどうなりますか。

(A 1)

法律上は、承継届はありません。この場合、合併後に存続する事業所は必要に応じて変更届を、消滅する事業所は廃業届を出すことになります。

6 . 回収基準 (吸引圧力) について

(Q 1) なぜ、フロン類の充てん量 2 k g で吸引圧力が異なるのですか。

(A 1)

同じ吸引圧力下では、充てん量が多いものほど残存するフロン類の量が多くなります。このことを考慮に入れ、充てん量の多い車からフロン類を吸引する場合には、より厳しい基準となっております。

(Q 2) 2 種類のフロン類を 1 本のボンベに混合して回収しても良いですか。

(A 2)

高圧ガス保安法の違反行為に当たりますのでボンベを分ける必要があります。

7．回収基準（十分な知見を有する者）について

（Q1）十分な知見を有する者の基準はありますか。

（A1）

十分な知見を有する者とは、第二種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者を意味しますが、特定の資格や業務経験年数を限定するものではありません。

（Q2）フロン類の回収に当たり、資格は必要ないのでしょうか。

（A2）

特定の資格は求めています。

（Q3）回収する者の資格について法律に位置づける予定はありますか。

（A3）

予定はありません。

8．第二種特定製品引取業者の引取り・引渡しについて

（Q1）フロン券のない使用済自動車は引き取らなくてもよいのでしょうか。

（A1）

ユーザーに法律の主旨等をよくご説明いただき、必ずフロン類の処理費用を払い込んだ際に受け取るフロン券を提出していただくようにしてください。それでもフロン券の提出がなされない場合には引取りを拒否できる正当な理由に該当します。なお、廃棄者からフロン券の提出がない場合は、引取拒否の正当理由に当たるだけでなく、逆に引取りを拒否しなければ、引き取った者が廃棄者としてフロン類の処理費用を負担（フロン券を入手）する責任を負うこととなります。ただし例外として、第二種特定製品引取業者が第二種フロン類回収業者を兼ねており、回収したフロン類を再利用することが確実な場合にはフロン券は不要です。

（Q2）使用済自動車のカーエアコンにフロン類が残っていない場合には、回収業者に引き渡さなくても良いのでしょうか。

(A 2)

引き渡す義務はありません。

なお、フロン類が含まれているか否かを確認するに当たっては、事故で車両の前方部が破損している等、明らかにフロン類が抜けていると認められる場合を除き、カーエアコンが装着されていれば原則としてフロン類が含まれていると判断して下さい。

(Q 3) 自動車フロン類管理書はどこで購入できますか。

(A 3)

(財) 自動車リサイクル促進センターが発行し、自動車関係団体に購入することができます。

(Q 4) 自動車フロン類管理書は、現在使っている産業廃棄物 (使用済み自動車) 管理票 (マニフェスト) で代用できないのですか。

(A 4)

代用できません。産業廃棄物 (使用済み自動車) 管理票は、廃棄物処理法において廃棄物の適正な処理の観点から義務付けられているものであり、自動車フロン類管理書は、フロン回収破壊法に基づきフロン類の適正かつ確実な回収を行うために必要なものです。

自動車フロン類管理書は産業廃棄物 (使用済み自動車) 管理票とは別に、引取りを行った使用済み自動車にフロン類が残っている場合には作成する義務があります。

(Q 5) 現在使っている産業廃棄物 (使用済み自動車) 管理票 (マニフェスト) のフロン類の処理に係る記載部分は回収業者の記録義務のある事項と重複しますが、簡素化はできないのですか。

(A 5)

産業廃棄物 (使用済み自動車) 管理票「 7 . 取外し部品等の確認」欄のフロン関係記入欄については、記入を省略することも可能です。

9 . 第二種フロン類回収業者の引取り・引渡しについて

（Ｑ１）回収したフロン類を再利用した場合、引取業者から引き渡しを受けたフロン券及び自動車フロン類管理書の扱いはどうすればよろしいのですか。また、再利用した場合にも回収費用は支払われるのでしょうか。

（Ａ１）

再利用（譲渡を含む）をした場合には、該当する自動車フロン類管理書及びフロン券を自動車製造業者等に引き渡してはいけません。また、自動車製造業者等から回収業者への回収費用の支払は行われません。

なお、再利用した場合の当該自動車フロン類管理書は、回収した年月日を必ず記載して保存してください。

（Ｑ２）整備の際に回収したフロン類も、フロン類破壊業者に引き渡さなければならぬのですか。

（Ａ２）

整備の際に回収したフロン類の自動車製造業者等への引渡義務はありませんが、不要なフロン類は国の許可を受けたフロン類破壊業者に引き渡すことが適当です。なお、大気中への放出は禁止されています。

（Ｑ３）フロン類の引渡先はどこになるのですか。

（Ａ３）

フロン類回収業者が回収したフロン類は、再利用する場合を除いて自動車製造業者（又は輸入業者）に引き渡すことが定められています。ただし実務上は、自動車製造業者等の委託を受けたフロン類破壊業者に引き渡していただくこととなります。

（Ｑ４）施行前に集めたフロン類の回収費用は支払われるのでしょうか。

（Ａ４）

施行日（平成１４年１０月１日）以降に第二種特定製品引取業者が引き取った使用済自動車から回収したフロン類について、費用が支払われることになります。

（Ｑ５）自動車製造業者等Ａ社の使用済自動車から回収したフロン類をＡ社に引き

渡すということは、自動車製造業者等別に回収容器を用意しなければならないのでしょうか。また、回収費用の請求はどのようにするのでしょうか。

(A 5)

自動車製造業者等別に回収容器を用意する必要はありません。自動車フロン類管理書に記載された情報から、フロン類を引き取るべき自動車製造業者等が分かりますので、自動車製造業者等の委託を受けた破壊業者に引き渡していただければ結構です。

また、費用の請求・支払につきましては、自動車製造業者等の委託を受けた(財)自動車リサイクル促進センターに振込先等の必要事項を登録していただくことにより、以後、自動車製造業者等に引き渡される自動車フロン類管理書の記載情報をもとに、自動的に回収業者に支払われることになります。

10 . 特定製品の表示について

(Q 1) 表示はいつから始まるのですか。

(A 1)

平成14年4月1日以降、特定製品を販売する(出荷又は引き渡す)時までに表示を行うことが義務づけられています。

(Q 2) 表示は既存の設備にもつけなければならないのですか。

(A 2)

過去に出荷、販売し、現在ユーザーが使用しているものは表示の対象ではありません。

11 . 自動車リサイクル法との関係について

(Q 1) 自動車リサイクル法が成立し施行されるとフロン回収破壊法はどうなるのですか。

(A 1)

自動車リサイクル法におけるカーエアコンからのフロン類の回収に関する規定は、本フロン回収破壊法の枠組みを基本的に引き継ぐことになります。したがって、自動車リサイクル法が施行される際には、フロン回収破壊法での登録業者は自動車リサイクル法での登録業者とみなされ、法の適用を受けることになります。

< 問い合わせ先 >

フロン回収破壊法全般に関する事項

環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	03 - 3581 - 3351 (代表)
経済産業省製造産業局自動車課	03 - 3501 - 1511 (代表)
経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室	03 - 3501 - 1511 (代表)
都道府県・政令市担当課(室)	. 資料3(登録窓口一覧参照)

自動車フロン回収・破壊システムに関する事項

(財)自動車リサイクル促進センター	03 - 5532 - 1461
-------------------	------------------